

平成25年第4回今帰仁村議会定例会会議録

| | | | | |
|--|-------------|-----------------|-------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 平成25年12月12日 | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰仁村議会議場 | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 議 | 12月17日 午前10時00分 | | |
| | 散 会 | 12月17日 午後4時00分 | | |
| 出席（応招）議員 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
| | 1 | 與 儀 常 次 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| | 2 | 石 川 清 友 | 9 | 山 城 太 |
| | 3 | 内 間 利 三 | 10 | 玉 城 克 義 |
| | 4 | 久 田 浩 也 | 11 | 東恩納 寛 政 |
| | 5 | 與那嶺 篤 哉 | | |
| | 6 | 座間味 薫 | | |
| | 7 | 山 内 聰 | | |
| 欠席（不応招）議員 | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 7 | 山 内 聰 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| 職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の | 事 務 局 長 | 小那覇 安 啓 | 書 記 | 宇茂佐 和 代 |
| | 係 長 | 玉 城 民 枝 | | |
| 地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名 | 村 長 | 與那嶺 幸 人 | 住 民 課 長 | 山 城 徳 男 |
| | 副 村 長 | 大 城 清 紀 | 福 祉 保 健 課 長 | 島 袋 輝 也 |
| | 総 務 課 長 | 島 袋 隆 則 | 総 務 課 主 幹 | 當 山 清 巳 |
| | 教 育 長 | 新 城 敦 | | |
| | 学 校 教 育 課 長 | 田 港 朝 津 | | |
| | 社 会 教 育 課 長 | 上 間 恒 章 | | |
| | 建 設 課 長 | 金 城 正 明 | | |
| 経 済 課 長 | 小那覇 安 隆 | | | |

平成25年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成25年12月17日（火曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

| 日 程 番 号 | 議 案 番 号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|------------|---------|-------|-----|
| 1 | | 一般質問 | |

○ **議長 久田浩也君** ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 12月13日に引き続き「一般質問」を行います。

順次発言を許します。2番 石川清友議員の発言を許します。2番 石川清友議員。

○ **2番 石川清友君** 皆さん、おはようございます。平成25年第4回定例会に当たり、先に通告しました一般質問を行います。

今帰仁村茸生産出荷施設について。2点です。①第1施設の管理運営協議会は、毎年7月に開催することになっていると思いますが、今年はいつ行う予定か。

②賃貸契約を第2施設は、平成25年1月18日に締結されました。第1施設についても、第2施設と同内容の賃貸契約を締結すべきと思うが、いつ統一化する予定か。以上2点お伺いします。

○ **議長 久田浩也君** 村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** 石川清友議員のご質問にお答えいたします。

①管理運営協議会の開催について。今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例に基づき、生産施設の効率的な運営を図るため「管理運営協議会」を平成25年3月14日に開催しました。

本年度におきまして、同協議会は次回の開催に向けて、日程等の調整をしております。

また、平成25年10月21日には、北部の三町村長（今帰仁村長・国頭村長・金武町長）で構成する「北部きのこ生産団地運営協議会」が開催され三町村のきのこ生産状況について、話し合いが行われております。

②賃貸契約書の統一化について。平成23年6月10日付、農業生産法人有限会社今帰仁きのこ園と締結した「今帰仁村茸生産出荷施設貸付契約書」を村主導で作成した契約書（同契約書）に変更するために、まず、先行して第2施設の契約を（同契約書）で締結し、その後第1施設は、第2施設の契約との統一性を図る予定でありました。そこで、平成25年1月18日付、農業生産法人株式会社マッシュファームなきじんと締結した「今帰仁村茸第2生産出荷施設賃貸契約書」との整合性を図るため、今帰仁きのこ園に協議の申し入れをしておりますが、残念ながら実現しておりません。

○ **議長 久田浩也君** 2番。

○ **2番 石川清友君** まず1点目の管理運営協議会についてでございますけれども、答弁書によりますと、開催に向けて日程等の調整をしておりますということでありまして、この運営協議会につきましては、以前より村長は強化していくということで、ずっと言ってきております。その中で、実は平成23年の7月8日に第1回の運営協議会を開催しておりますけれども、これは今帰仁きのこ園、平成18年から事業を始めておりますけれども、平成23年が初めての運営協議会ということでありました。その中で開催時期は毎年7月にするということで、実は議事録協議等の議事録が作成されております。なのに平成23年度の協議会については、平成25年3月、平成24年度の決算報告についても、いまだかつてやられていないということでありまして、これは村長は平成24年の2月の臨時議会におきまして、村長、副村長の減給問題の中で、今後これは強化していくということで、実は村長約束をしております。なのにその中で、実は村長は一連の記録の件につきましては、「いろいろと議会からもご指摘、いろいろな角度からご指摘をいただきまして、これからは、本当に反省すべきところは反省をして、今後直すべきところは

直して、しっかりとやっていきたいと思います」途中は省いて、「そういう意味では、今後こういうことがないように、先ほども何度か申し上げておりますけれども、本当に今回のことを反省を踏まえて、しっかりと頑張っていくことが、村民に対してのひとつのおわびにもなるのかなと考えておりますので、これまで以上に、しっかりと村政運営をしていきたいと、このように決意しているところであります」ということで、実は平成24年の2月の臨時議会の中で、村長はこう明言しております。そういう約束もしているのに、その7月の開催さえやりきれていないというのが、実はこれは去った10月10日の臨時議会の後に、一村民が沖縄タイムスに投稿しております。これを読み上げてみますと。

「茸施設問題、議会に目線を」ということで、「今月10日、今帰仁村臨時会が開かれ、村第2茸生産出荷施設運営、運用契約書解除に伴う和解案が審議されましたが、採決は否決された。私はたび重なるこの茸問題を、インターネットで議事録に目を通すと、2011年から一般質問があり、茸の根は深く、しかしこの問題は議会改革を共有したい趣旨の質問があり、長期に引きずった議会議員の怠慢を村民に露呈。先日、臨時議会を午後から傍聴、和解提案で與那嶺幸人村長は瑕疵はなく、村の損失を少なくするために両者の弁護士を交え、和解に努め当初請求金額…」云々がありまして、最後に、「この問題は、議会改革の不手際であり、議員報酬を減給、充当すべきと考える。村民は議会に目線を向けよ」ということですね。

こういう、実は新聞に掲載をされております。これを読んだ村民は、実際にそのとおりなのかなと。思うと思うんですよ。村長に伺います。

この中で、この問題は議会改革を共有したい趣旨の質問があり、長期に引きずった議会議員の怠慢をということで、議員の怠慢だと言われているんです。実際に村長もそう思うかどうかを質問いたします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

この運営協議会につきまして、先ほど石川議員からもあったように、村としても努力をしているわけですが、相手との日程調整、そして信頼関係の構築がまだ十分でないという中で、なかなか日程が調整できないような状況であります。先ほど茸施設問題の議会の目線という中で、新聞投書があったことについて、どう思うかということですが、これにつきましては、いろんな意見があるし、この投書した人の真意というのか。その辺も十分に私としては理解をしていない中で、表現の自由もありますので、これについての村長としての意見というか、見解は差し控えたほうがいいのかとこのように考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時11分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 答弁漏れがありましたので、答弁したいと思います。

長期に引きずった議会議員の怠慢だということについては、そうではないのではないかと考えております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 実はこれ問題を引きずって長期に引きずっているんですけども、議会議員でな

ければ、じゃあどこだと村長はお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

この件につきましては、村としてもこの運営協議会というのは、これは当然やるべきだし、乙羽今帰仁茸園との調整をしているところではありますが、なかなか相手との日程調整がうまくいかないという意味では、これは行政の責任で運営協議会を持つべきだと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 運営協議会は、村長の答弁では、行政が責任を持ってやるべきだということで、運営協議会が開かれない事態、じゃあ僕はそこに行政の怠慢というのにあたるのではないかと思うのですが。ひとつお聞きしますけれども、今回の運営協議会の開催について。今帰仁きのご園に何回通知を出して、何回返事をもらったか。これは何月からか、回数もぜひ報告を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時13分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

運営協議会の開催に向けて、10月ごろに電子メールで、文書ということで依頼をしております。その後、相手側が仕事の多忙とか、いろいろありまして、2回か3回ほど電話では担当のほうに返事がきております。その運営協議会自体の日程は、役場主導でという考えもあるんですけれども、ただ相手があることで、この辺は紳士的に日程調整をしながらやっていくような状況で、これまた今回、実は林業関係の会見とか等々がございまして、そういう理由もあつてのことだと理解しております。

そういう今、協議会に向けての日程調整の状況、具体的な状況としては、以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時14分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時15分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。

まず文書といいますか、メールでは一度申し入れを10月17日付で入れております。その後、電話でのやりとりが詳しくはあれですけれども、3回か4回は電話でやりとりをしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 この件につきましては、運営協議会は平成23年度の運営協議会については、実は平成24年の7月までにやるべきだったのを、平成25年3月ぎりぎりになって、実は定例会の前ですね、これもやられているのが。になっているんですよ。

今回も、実は皆さんこれ先ほども言いましたように、平成23年7月8日の運営協議会の中で、議事録として残っているんですよ、「毎年7月にします」と。「やります」ということで丸野社長もオーケーしているんですよ。なのに、今年はまず最初に通知を出すのが、10月17日では、7月はこれ当初からこっちはこの議事録はどういうことになるんですかということですよ。村長は、今まで議会の中でいろいろと言わ

れている中で、「運営協議会を強化していく、強化していく」と、何回も答えているわけです、実は。それなのに、一歩たりとも前進していないというのが、これ議会の怠慢。実は新聞にこう載って初めて、我々もこれ議会もしっかりしないといかんなと思っているわけです。村民はこう思っている。新聞にこう載ってしまうと、村民はそれに同調、「ああ、そうなのか」と。そういうふうを考える可能性が出てくるんですよ、実は。そういう意味で、私は村民に、我々議員が知っている今の茸の環境全体ですね。その情報については、村民にも情報を提供し、村民とともに、僕は情報を共有すべきだと、実は考えておりますので、きょうその件について、若干触れていきたいと思えます。

実はなぜ、我々議会がその第1施設については透明化すべきだと、運営協議会を開いて、ぴしっと管理すべきだと、ずっと言ってきたのは、なぜかなんですよ。実は、これ村長もご存じだと思いますけれども、北部には金武の茸工場、国頭ブナシメジですね、両方は。今帰仁村のエノキですね。3工場があるんですけども、その3工場の全量委託販売する会社がある株式会社オーダック、これ金武町にあります。実はその代表取締役の役員が実は2人なんですよ。丸野精二さんと伊藤勝則さんです。実はこの2人、我が今帰仁のきのこ園の役員をしているんですよ。代表取締役 丸野精二、代表取締役 伊藤勝則、2人なんですよ。こういうことからして、我が今帰仁きのこ園が平成23年度の160万円の赤字ですね。平成24年度503万8,000円の赤字ですよ。そういうのからしますと、実はこれは我が今帰仁村の茸条例にひっかかるのではないですか。私はそう思うんですよ。

今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例、第5条ですね。村長は、次の各号の一に該当するときは、生産出荷施設の管理を許可しないことができる。ということで、実はこの(3)利用者が生産出荷施設の目的通りの達成が困難であると認められるときは、これ解約できるんですよ。うたわれているんですよ、条例の中に。

これ運営協議会規則の中にもあります。第3条ですね。協議会は生産出荷施設の設置目的、趣旨に照らし、効率的運用及び生産向上を図り、村益に有効に寄与するため、次の各号の一に該当するとき。またはそのおそれがあると認められるときは、協議会の決議により、利用者に対しその改善を勧告することができるというのがあつたんです。その1. に利用者による生産出荷施設の目的どおりの達成が困難であると認められたときなんですよ。我々この施設は赤字でいいということでやられていますか。趣旨はそうではないはずなんですよ。2カ年続きですよ、もう。一昨年は160万円、去年は500万円ですよ。これは今年もつと多くなると思えますよ、おそらく。

すると、この施設を利用する目的に達していないじゃないですか。そういうことで運営協議会を開いて、ぜひやってもらいたいんですが、その件について村長の考え方を伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

運営協議会については、これは条例の中にも運営協議会を持つということでもありますので、これはしっかりやっていきたいということを申し上げてまいりましたけれども、先ほど経済課長からもありましたが、私も直接、丸野さんに2回ほど電話をして、信頼関係を築く中で、運営協議会をしながら、契約の見直しについてもやっていきたいということを申し上げておりますが、なかなか日程調整ができないという状況

であります。

先ほどご指摘のありました2カ年連続赤字だということについては、この状況というのは、監査報告もありますので、それを運営協議会の中で話し合いをするということ。条例違反だから、健全に運営されていないから、これは解約にもつながるのではないかということですが、この件につきましては、弁護士とも相談をしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 これはなぜ我々がこうガラス張りにして、運営協議会をちゃんと開いて、ガラス張りにすべきだということを言うかと言いますと、実は今帰仁きのご園は、平成23年度696トン978キログラム生産しているんですよ。売り上げが9,181万476円、これはきのご園が出した決算書の中から数字が出てきます。実は、エノキについては、1パックを私が量販店で買っているいろいろな計量した中で、大体1パック210グラムです。98円です。この210グラムで実は696トン余り、去年の生産量を割りますと、いいですか331万8,942パックになるんですよ。パック数からいきますと。このパック数で9,181万476円を割りますと、1パックの値段が27.6円ですよ。これは量販店、皆さん行って調べてみてください。98円で売られています。こんな話がありますか。これは量販店、いろいろと調べてみますと、大体向こうが98円で売られているのについては、60円で大体入れられています。その中で、実は金武のブナシメジ、国頭村のブナシメジも1パックは大体98円です。皆さん、うそと思ったら、まずは調べてみてください。大体えのきと同じ単価です。上がるときも、冬場になると、大体同じように128円ぐらいまでいきます。そういう中で、実は金武の茸工場の1パック単価を調べてみますと、平成23年度53円ですよ、1パック、売上高が。実は同じ98円で売られているとすると、今帰仁きのご園の茸も、1パック53円で売られるべきなんですよ。なぜこれできないのかですよ。皆さん、さっき言いましたでしょう。オーダックは2人の会社だからですよ。だからこっちがいつも言っているのは、今帰仁きのご園の利益が実はオーダックに移転されている可能性があるんじゃないかと。それだから我々は、ずっと言い続けてきているんですよ。僕はもうこれ村民にも全部、情報の共有をすべきだと思います。それでそのまま放っておくんですか、ですよ。このオーダックが2人の会社でなければ何にも言わないですよ、我々。

販売会社が今帰仁きのご園の代表取締役2人の会社なんですよ。そこがおかしいと言っているんですよ。だからそこはガラス張りにすべきだと。我々そう思って、ずっと言い続けてきています。それに対して村長の考えをお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

オーダックと今帰仁きのご園、関連があるという中で、単価のことでありますが、石川議員がいろいろと調査をして、今報告があるわけですが、村としてはこの件については、やはり金武町、国頭村、今帰仁村の連携が必要だと強く思っております。そういう意味では、平成25年第1回北部茸生産団地運営協議会を10月21日に持ちました。その後、11月10日に、金武町長、国頭村長、今帰仁村長、3名、今後のことについて、話し合いを持っております。そして継続して3町村が連携をすることが、改善につながっていくということを確認しております。その中で、話戻りますが、10月21日の運営協議会では、課題と対策と

いう中で、これまで石川議員がいろいろと指摘したことについても、私から申し上げて、いろんな矛盾な点がそれぞれ、金武町は金武町の問題、国頭村は国頭村の問題、今帰仁村は今帰仁村の問題を抱えておりますので、連携をしてこの課題解決に向けてやりましょうということを話し合いをしております。今後ともこの件につきましては、先ほど言われましたことについて、村としてもどういうふうな調査の方法があるかというの、十分検討をしてこれに対して今後、3村で協力体制を強化していきたいと思っています。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 実は、平成23年度の今帰仁きのご園の696トンパックを210グラムで割りますと、先ほど言いました331万8,942パックになるんですけども、それに実は平成23年度の金武町では53円ですから、53円掛けたら莫大な差が出るんですよ。しかし、国頭きのご園の37円掛けても実は1億2,280万円の数字が出るんですよ。多分それは国頭のブナシメジも98円で売られていますから、我々これ主張してもいいと思うんですよ。するとそこには9,100万円の差額ですね。約4,500万円ありますよ。それを今帰仁きのご園に逸失税収ということでやる気があるかどうかです。それぐらい考えないといけないですよ。本来、これは数字は出ていますので、金武町も国頭村もちゃんと決算書には出ておりますので、その数字をもとに我々は、今帰仁きのご園に赤字が出ようが何をしようが、実はあなた達、違うだろうと。何で国頭村は同じ98円で売られているの。37円で皆さん、オーダックはとっているのに、今帰仁村は27.6円ですか、28円です。それを主張をしないといけないと思うんですよ。それぐらいやらないと、これは弁護士立てても私はやるべきだと思います。村の逸失税収ですね。それをやるぐらい。彼らとはやるべきではないかと。実は調べてみますと数字上、こう出てくるんですよ。

これですね。恐らく私はずっと今まで言ってきたんですけども、皆さんは確認していないと思います。ぜひですね、確認する意志があるかどうか、確認します。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時29分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時33分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

金武町のブナシメジ、国頭村のブナシメジ、そして今帰仁村のエノキの価格の件でございますが、大分差があるんじゃないかというようなご指摘、または数字も挙げてのご指摘でございますが、それについては、どのように確認するかというのがありますが、調査をしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 実はもうこういう話が、実は先ほどの新聞投書の中から実は出てきております。村民に対して議会もやはり、議会が知っているだけの情報の共有はすべきだと。同じ情報の共有で、同じ判断ができるんじゃないかと。自分はそう思っております。ぜひですね。今帰仁きのご園の1パック当たりの売り上げ単価ですね。実は国頭村、金武町も全部それ数字に出てきているんですよ。決算報告の中に、こっちはトン数だけじゃないですか。そういうのをこまめにさせる。それは当局の責任だと思いますよ。我々は条例の中にもちゃんとあるんですよ。これはやるべきだと。

それから村長は、これは向こうが話に乗ってこないからできないという話では、僕は通らないと思いま

す。条例の中にも、これは村長は次の各号の一に該当する。これ6条ですね。貸し付けの許可を取り消し、または貸し付けを制限し、もしくは停止することができる。その他、管理上必要があると認めたとき。ということは、やっていく中ではそういうのも、その今の条項の中にひっかかる部分が出てくるんじゃないかと思います。それぐらい我々は条例を盾に、彼らのやりたい放題させるのではなくして、やはり私は逸失利益がその中にあるんじゃないかと思うんですよ。それを村民のためにぜひ、これだけはガラス張りにやってもらいたい。それと実は日誌等の報告も実はその中に入っているんです。それもびしっと運営協議会の中でやっていき、彼らに指導もできるような体制、今赤字2年続きで赤字の中、今年また赤字だと思えますよ、恐らく。それが出たらどうするかなんですよ。

これ赤字が出ていきますと、もし倒産したら従業員、路頭に迷いますよ。可能性としてあるわけです。しかし恐らくこれ絶対に倒産しないでしょうと私は思います。数字上だけだと思います。オーダックは彼らの会社ですから。

そういう意味で、赤字続きについては、ぜひ今回の運営協議会の中で、当局としても解明させていくと。なぜそうなるのかですね。村長、ぜひ頑張ってやるということで、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

いろんなご指摘がある中で、もっと透明性を持たせるようにしなさいという中で、いろんなご指摘がございましたが、その問題点を調査をして、根拠といいますか。そういうのも、考えながら最終的には弁護士と相談をして、この問題に取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 ぜひですね、村長。この件については、運営協議会を強化していくと。ずっと以前から言ってきたわけですから、ぜひその件については今後指摘されないように、もし十分でなければ、3月の定例会でも私はまたやりたいと思いますので、ぜひ、運営協議会だけはしっかりとやっていただきたいと思います。

続きまして、賃貸契約書の統一化についてでありますけれども、実は第1施設とは、平成23年6月10日に、いまだ何の支障もない契約書を改正しております。これは、ずっと言ってきております。向こうが有利になるような契約書だったと。そういうことで、村長、副村長は、平成20年2月に減給もしました。そういう意味からしますと、それぐらい不利な、当局が不利な契約書なんですよ。それを契約書を変えきれずにそのままいるということは、僕はまた減給問題に発展すると思えますよ。そのまま放っておくんですたら。これはなぜ6月10日に何の支障もない契約書を、今の契約書にかえたか、伺いたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨としましては、平成23年6月10日にきのご園エノキ工場への賃貸契約書を、なぜ改正したかという話になっておりますけれども、その前に、確か平成23年の5月30日に、北部振興で平成22年採択で、平成23年の5月30日に、管理運営会社をベストマッシュなきじんと契約をした平成23年5月30日の契約書と、それと平成23年6月10日に改正をしたのは、平成23年5月30日に契約をした契約書と統一性を持

たそうということで、事務的な担当レベルの段階で平成23年6月10日の改正ということになっております。したがって、第2生産施設が、平成25年1月18日に村とマッシュファームなきじんと契約をしておりますので、それに合わせて今契約をしておりますマッシュファーム等の契約に合わせまして、きのこ園にも同じように、前にもそういうことでやりましたので、統一性を持たすために変えていきたいと思いますという申し入れはこちらからしておりますけれども、ただいまのところ、相手側からの芳しい返事が今ないような状況で、今そういう状況になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 6月10日の賃貸契約書の改正は、第2施設の5月30日にしたからということでの話なんですけれども、あのときは、第2施設が5月30日ですから、6月10日まで11日か12日かな。ですぐ変えているんですよ。何で今回は1月18日に既に第2施設と契約は終わっているのに、なぜやらないんですか。向こうと申し入れをしたという話なんですけれども、いつ、何回やられているのか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えいたします。

平成25年1月18日のマッシュファームなきじんと契約をしまして、それを当然のごとく、ご指摘のとおりエノキ工場も同じ契約書に変更しようということで、これはあとで、今資料は持っていないんですけれども、何月何日だったかは、少し…。後で資料を調べてやっていきたいと思っております。

何回だったかという点も、口頭とか何回も、村長初め相手側の社長とは、数回にわたって会談はしております。今、答えられる点は以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 この件については、ぜひ今の席で、休憩時間をとってでも、この向こうに契約改正の申し入れを何回したか、いつやったかを。ぜひ、こっちは知りたいと思っております。と言いますのは、実は去った臨時会の中で、「資料提供を後でする」ということで、僕は実は経済課に2回足を運びました。その資料をいまだかつて見ていないんですよ、実は。「まだ探しきれない」ということで。こういうことだと、もうまたいつ出てくるかわかりませんので、ぜひ今の席で。そうしないと話は進まないんですよ、実は。今帰仁きのこ園に契約書の改正申し入れですね。いつ、何月何日で何回やったかを、ぜひお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えいたします。

補足ということでありまして、まず質問の趣旨としましては、申し入れの日付等だと思っておりますので、まずはっきりしております2点について、申し上げておきたいと思っております。平成25年4月24日、これは副村長も4月から就任しまして、初めて副村長、村長、私と担当を交えて、面談を申し入れて面談をしております。文書は平成24年5月7日付で申し入れております。少し読みますと、現行の第2生産施設の契約と、貴社と締結をしております契約との整合性を図りたいと、強く思っておりますということで、一応、文書

が平成25年5月7日付で申し入れをしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 なぜその回数と日にちを聞いたかと言いますと、実は先ほどの運営協議会も7月に毎年やろうということで、決定しているのに、1回目の通知が問い合わせが10月17日、7月からですと、8月、9月、10月と3カ月。これで村長、真摯にその運営協議会を強化していくという姿勢が見えるかどうかなんです。それとこの契約改正についても、前は第2施設の契約書を入れてから、たった11日後にすぐ解約されているんですよ。それを今回は、1月18日にして契約書を入れたのに、いまだかつて改正できていない。と同時に2回しかまだ通知をしていないと。口頭でやったと言うんですけど、これ残らないのはどうしょうもないんですよ。その姿勢が疑われるんです。そうしますと、4月、5月にやって、その後何もない。6、7、8、9、10、11、12、7カ月間、全然動かそうとする意志が見えないんです。それではもう当然向こうの思うつぼと思うんですね。

これについて、答弁書の中にも「申し入れをしておりますが、残念ながら実現しておりません」と、じゃあいつやる予定なのか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問についてお答えします。

この契約書の統一化につきましてはですね、どうしても相手との意見の違いもありまして、なかなか難しい状況もありますが、これを解決するには、管理運営協議会を開いて、その中でいろんな問題点を話し合いをして、信頼関係を築いていくという状況でないと、もう契約書の統一化というのは、難しいと考えております。その中で、私も電話では何回か直接話をしたいということで、申し入れもしましたけれども、なかなか難しいと面もございます。やるのであれば、運営協議会かなと思っておりますので、先ほども指摘がございましたけれども、村としても調査すべきところは調査しながら、早い時期に協議会を開いていきたいと思っております。

先ほど、経済課長からもありましたように、協議会の日程等については、今調整をしている状況であります。早い時期に開催できるように努力をしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 もう早い時期、早い時期ということで言い続けて、実は平成23年の8月からですから、平成24年、平成25年、もう既に2カ年経ってきているんですよ、この問題については。それはもう先ほど申し上げましたけれども、新聞の中には、議員、議会の怠慢だと。私ははっきり言って「当局の怠慢ではないかと」、実は言いたいんです。我々はずっと言い続けてきているんですよ。なぜできないか。なんですよ。

これは別の契約書も、全部こんな形で村の契約やられたら、大変ですよ。相手がのってこない。きのこ施設については、こういうことですよということで、みんなが聞いて、「エー、ワッターヌンアンチシーバレッサー」となったら大変じゃないですか、これは。

村長は、運営協議会からまず先だと言っているんですけども、私はこの契約書の改正がまず先なんじゃないかと思えます。これを改正して、でそこに拘束力を発揮させる。そうすることによって、彼らは

出てこなければならなくなると思いますが、今の契約書ではこれは難しいんじゃないですか。これ契約書が先だと思えますよ。契約書の中にちゃんと、彼らにやるべきことを、契約書の中でうたって、それができなければいいですよ。いつでもこっちの思い通りのことができないとだめなんです。本当はこの施設については、と思うんですよ。そんな施設を、これ6億円かけた施設ですよ。それがこういう形で。

実は先ほども言いましたけれども、あのオーダック、あの茸の環境がなければ我々何も言いません。あのオーダックが別の人たちの経営で、完全に別だというのであれば我々は一言も言わないですよ。ただその環境を見た場合に、これでいいのかですよ。これ村民全部に言っても、私はこれは納得しないと思えますよ。だからそういうことがあるから、我々ずっと言い続けてきているんです、それがなければ言わないですよ、これは。

だからそういうことも考えて、ぜひこの問題については、村長のリーダーシップを発揮してもらいたいと思うんですが、村長は、去年の6月の村長選にマニフェストを出しているんですよ。村長が立候補するときに。

村長、その立候補に当たったのあいさつの中で、「これまで2期8年間、公正公平で開かれた村政づくりを目指し、村民皆様と力を合わせ、元気で輝く村づくりのため頑張ってきました。それで3期目に目指すに当たっては、この8年間で取り組んできた実績と経験を生かし、夢と希望のもてる今帰仁村のさらなる発展を目指して農業と観光を結びつけた村づくりで、今帰仁村の活性化を図っていきます」と、村長ちゃんとかいうすばらしい構想があって、マニフェストがあって、村長選で立候補して当選してきているわけですから、それからしますとやはり今の茸の状況というのは、非常に問題だと思っているんですよ。これできるのは、村長一人しかいないですよ。それぐらい。

実は、実績として、今帰仁村に負担軽減といいますか、はかかってはいません。しかし、あるべき姿の収入が実は入ってきていない可能性があるわけです。その茸の関係の中には。それをずっと言い続けてきていますので、ちゃんとさせれば、数字上はちゃんと見えているんです。こうじゃないかというのが。それを彼らに出しきれない、そのままにさせているというのは、これはもう非常に、村民がこれがわかったときには、いろんな問題も出てくる可能性があると思えます。その前にやはりこれを片付けていくべきだと思います。

ぜひですね。その件について、契約書の改正について、村長の更なる方針を、ぜひ強い決意で述べてもらいたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

管理運営協議会からというのは、これを優先させてというよりも、両方ある意味では一緒だというふうを考えているわけでありまして。と言いますのは、どうしてもこれまでの経過からしても、丸野社長との信頼関係が薄い面がありますので、それを築いていくという中で、この問題の解決策があるのかと思っておりますが、なかなか難しい面もございますので、先ほど申し上げましたように、金武町、国頭村、今帰仁村のほうと連携も深めながら、そして先ほどご指摘がございました茸第1生産施設のこのオーダックとの関係もいろいろとご指摘がございました。そういうのをどのぐらい調査できるかということもありますけ

れども、調査をして、この問題の解決につなげるようにできたらと思っております。私としても、この茸の問題は、毎日頭の中にある問題でありまして、早目に解決をして、いろんな行政には、課題もございまずので、それに取り組むには、茸の問題を早い時期に解決をしないといかんという思いは強いわけですが、先ほど申し上げましたように、こう信頼関係の構築という中で難しい面がございまずるので、これから最大努力をしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど、村長の思いを述べていただいたんですけども、なんかしっくりしない答弁なんですけれども、この問題については、ぜひ向こう主導ではなくて、こっち主導で、村の施設ですから、村がびしびしやる態度さえあれば、私はできると思うんですよ、この問題は。なんで向こうにこんなに気を遣うのかというのが、我々としては納得がいかない面もあります。

そういうことなんですけれども、ぜひですね。この問題については、私としては、金武町、国頭村が第三セクターで今やっています。もしの話ですが、やる人がいないということで、非常に今はそれが心配だと、村長は。確かに思い切った場合に、あとどうなるかというのは非常に懸念しなければならない問題だとは思いますが、実際に、金武町、国頭村は第三セクターできっちりとやっています。そういうことで、ぜひ今後、この施設については、第三セクターも頭の中に入れて、これは第三セクターするにしても、いつまでもという話ではありません。期限を打って、5年なら5年、役場が手を入れて、立ち上げていくと。そういう形でもいいと思います。それをぜひ考えていただきたいということを要望して、最後の質問になりますけれども、ぜひ村長については、この第三セクターについての考え方をお伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

今ですね。この今帰仁村の第1の件につきまして、いろんなことを考えないといけないという状況にあると思いますが、今向こうとの契約を統一化するという状況の中で、この第三セクターというものについて触れるというのは、今適当な時期ではないと考えております。

○ 議長 久田浩也君 次に、座間味 薫議員の発言を許します。6番 座間味 薫議員。

○ 6番 座間味 薫君 平成25年第4回定例会に当たり一般質問をいたします。

まず1点目に観光振興についてでございます。①ご当地キャラクターの導入について。

昨今、さまざまなマスコットキャラクターや、いわゆる「ゆるキャラ」といわれているマスコットが、各種キャンペーンやイベント、テレビ等で見ない日はないほど話題となっております。

また地域おこしやピーアールには欠かせない存在で、その経済効果は計りしれないと言われております。

そこで今帰仁村も「マスコットキャラクター」を導入し、観光振興や村おこしにつなげる計画はないか伺います。

2点目でございます。2. 村総合運動公園について。①施設の安全管理について。

近年、健康に対する意識の高まりや余暇時間の増加に伴い、村民のスポーツに対するニーズは多様化いたしております。運動公園の施設利用者も増加いたしており、なおさら安全面には配慮しなければなら

ないと思いますけれども、体育館の雨漏りやフェンスの破損といった事故につながりかねない箇所も見受けられます。

現在、安全管理はどのように行われているか、伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

「ゆるキャラ」いわゆる「ゆるいマスコットキャラクター」は、イベント、各種キャンペーン、地域おこし、名産品の紹介などの地域全般の情報発信などに使用されております。

本村におきましては、以前、商工会主導で、公募決定した「今帰仁御神（なきじんうかみ）」の肖像画があり、本村の銘柄品にシールとして活用され、村のピーアールに役だっております。

昨年度は、「ゆるキャラ」ではありませんが、「北山王・王妃」を選出し、本村観光振興に貢献しております。

さて、「ゆるキャラ」の導入につきましては、利活用の中心となります村商工会や村観光協会と連携し、検討していきたいと思っております。

2. 村総合運動公園のご質問につきましては、教育長から答弁をさせたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの2. 村運動公園の安全管理について、お答えいたします。

村の施設は利用者の安全面に配慮し、だれもが安心して利用できなければいけません。

村民体育館は、平成9年にオープンし、16年が経過いたしました。屋根構造は、ステンレス製の板を張り合わせたもので、中央部から採光のための窓ガラスと、平場となった形状の箇所に換気扇が設置されておりました。雨漏りの原因は、台風や強風を伴う豪雨時に、換気扇から雨水が吹き込んでいると思われました。

建設業者と対策をとりつつ、腐朽した換気扇の撤去と台風被害により破損したガラス窓をふさぎました。これにより、雨漏りは改善できたものと思いましたが、残念ながら現在でも量的には少なくなっていますが、雨漏りがあり、原因を探しています。しかし、場所が特定できないため、修復は困難を来して、利用者にご迷惑をおかけしています。

対処策としては、雨漏りが確認できた時点で、ポリバケツとぞうきんを置き、対応しながら利用者に注意を促しています。

昭和60年に設置したフェンスは、老朽化が進み、至るところで破損箇所が見受けられ憂慮しているところであります。今年度に一括交付金事業の運動公園機能強化事業により、新設予定でありましたが、予算の都合により次年度以降に実施する予定であります。その間は、ロープやカラーコーンなどを設置し、安全面に注意をはらって管理をしていきます。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味 薫君 1点目のご当地キャラクターについてでございますけれども、現在マスコットキャラクターが、メディア等を通じて、国内のみならず、世界を向けても観光地の売り込みに活躍いたしております。沖縄県内では南城市の「なんじい」でありますとか、南風原町の「はえるん」といったユー

モアのある着ぐるみが地域を売り出す手段として導入されております。

また、県内北部では、恩納村の「ナビちゃん」、宜野座村の「ぎへの」、大宜味村の「ぶながや」くん、本部町の「ぶトモ」がごございます。また去った11月2日に行われました3村交流事業「第1回 いいな運天港いちやり場まつり」のオープニングに登場いたしました。伊是名村の「尚円王くん」につきましては、村が一括交付金を活用して作成されたものだと聞いておりますが、これから大いに島のピーアールに活躍されるだろうと思います。

また金武町や名護市も主催等によるキャラクター募集を行うなど、今は他の市町村ではマスコットキャラクターを地域活性化の重要戦略ととらえ、導入に向けて動き出しております。今回、村民からもこの今帰仁村にもぜひマスコットキャラクターを導入すべきだという声が多数ございましたので、質問いたしております。本村にしましても、早急に導入をすべきかと思いますが、いま一度どのようにお考えか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ご当地キャラクターの導入につきましては、先ほども答弁をいたしました。これは今帰仁村をピーアールするためには、非常に必要性を感じております。そして今、経済課と教育委員会の中でもいろいろと意見交換をしながら、それに向けて今、話を進めているところでありますが、村としても今文化庁の事業、そして一括交付金の活用についても、検討していきたいと思いますが、具体的な答弁につきましては、社会教育課長から答弁させたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

やるキャラの件でございませけれども、文化財の補助事業によってもございまして、中城村が中城公園とごさまる君というゆるキャラなんですけれども、その事業導入に対しまして、文化財事業で観光のピーアール、中城城のピーアール、あと文化財的なピーアールということで、これ3カ年の事業でありますけれども、100%の事業です。ただし、これは国の事業でありまして、公募型の事業です。だから全国から応募する可能性がありまして、応募しても採択されるという保障はないんですけれども、ただ先ほど、村長から答弁がありましたとおり、経済課ともよく詰めて対処をしております。

文化財がやるのであれば、例えば城跡の攀安知にかけて、例えばの話ですが、「攀にゃん知」とか、今ネーミングをやって、売り出しをしておりますけれども、やはり今帰仁村は統一した「ゆるキャラ」でいかないといけないと思っておりますので、商工会、観光協会、経済課観光係とも話し合いをして、今帰仁村にふさわしいキャラをつくっていくよう検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味 薫君 地域おこしのみならず、今ございましたように、非常に教育の分野でありますとか、桜まつり、村まつり、スポーツイベント等、コミュニケーターとしても多岐にわたる活用が期待できるのではないかと考えております。今帰仁村の現在あるキャラクターといえ、先ほど村長の答弁にもございましたけれども、2002年に商工会で地域振興に役立てようと、今帰仁御神の肖像画を一般公募した

経緯がございます。今帰仁御神がシールやパッケージとなり、マンゴーやスイカなど多くの特産品で活用されたということで、本物の今帰仁産品であるという証明として、商品拡大にも貢献をしました。村おこしや産品の紹介など、それにより村全般のピーアール効果にもつながり、今帰仁村の売り込み宣伝効果があると思っております。参考までにですが、ゆるキャラといえば、皆さんご存じの熊本県の「くまモン」というキャラクターがございますけれども、そのキャラクターにかかわる、関連商品の売り上げが昨年1月から6月までの半年間で118億円、熊本県のピーアール効果も加味いたしますと、1,000億円とも言われております。くまモンにつきましては、熊本県知事が営業部長に抜擢するなど、県を挙げて取り組んでおりますので、一概に村との比較の対象にはならないのかもしれませんが、いずれにしても、ブームだからといったことではなくて、その効果が実証されているわけでございますので、地域活性化の有効手段のひとつとして導入を検討していくべきだと思います。

また昨年、設立されました観光協会にとりましても、本格的に今帰仁村を全国にアピールしなければならぬわけでございますので、マスコットキャラクターがあることで観光協会にとりましても、さまざまな事業展開が期待できると思っております。さらに好感度のあるキャラクターが導入されれば、今帰仁村の認知度を高めることにもつながりますし、村の観光振興、観光立村としての取り組みの強化にもなると思っておりますが、いかが思われますでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

今帰仁村は全国にピーアールするには、このご当地キャラクターのことも十分検討する必要があると、このように考えております。先ほども私のほうからも答弁いたしました。そして社会教育課長からもありましたように、必要性は十分認めております。そして今帰仁村は農業と観光を結びつけた村づくりということを基本的に政策として打ち出しておりますので、ぜひですね。このキャラクターについては導入を、図っていきたいと思っております。

その中で、具体的な件については、文化庁の事業をするにしても、一括交付金を活用するにしても、その内容等については、その時点で先ほど申し上げましたように、村、観光協会、商工会と連携をして、この取り組みについては、しっかりとやっていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味 薫君 日本の観光地と言われているところには、必ずと言っていいほどマスコットキャラクターを活用しております。ちなみに村長は今回、バンジージャンプの先進地視察に行かれました群馬県のみなかみ町にも「おいでちゃん」というかわいいキャラクターがあるようでございます。私は今帰仁村の知名度アップと地域特産品の発信だけではなくて、村民がキャラクターに愛着を持ち、育成することで、地域コミュニティーの活性化や絆を深める手段としての有効性も、持ち合わせているのではないかなと思っております。ぜひとも村公認の営業マンとして、ご検討いただけたいと、またいろんな才能のある子どもたちがいらっしやいます。ですからぜひ一般公募をして、今帰仁村にふさわしいキャラクターをつくっていただきたいと思っております。1点目につきましては、終わりますけれども。

2点目の村運動公園施設の管理についてでございます。

村運動公園は芝刈りや、木の剪定などこまめに手入れが行き届いて、一見、整えられたすばらしい施設にも思われます。しかしながら、このところかなり気がかりなことがございましたので、質問いたします。

まず体育館ですが、日ごろより多くの方々が利用いたしておりますが、私も週に一度程度運動不足解消の為に、利用させてもらっておりますけれども、去った10月の雨の日に、天井部分からの雨漏りによって、フロアが濡れて何名かが転倒するなど、危ない状況がございました。また向こうには、雨だけではなくて、かなり多くの鳥のふんとかも落ちてくるんです。鳥がたぶんねぐらにしているのではないかと考えております。学校の廊下であれば先週、教育長の答弁でもありましたけれども走るなど注意できるわけでございますが、全力で走るのが体育館でございますので、非常に危険だと思います。一度修理をされたとのことですが、二度目に確認されたのはいつ頃から把握されていたのでしょうか。また、修復は困難とおっしゃられておりますが、もちろん修復はされると思いますが、今原因をさがしている途中なんですが、まだ見つからないということなんですが、これについてもどのように点検されているのかですね。調べているところということでしたので、やられているのか、確認したいと思います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

大変、雨降りは迷惑をかけているのはご承知をしておりますけれども、大変申しわけなく思っております。今我々、担当といたしましても、十分気をつけているつもりではありますけれども、至らないところがありますことに対しては、おわび申し上げたいと思っております。

雨漏りもそうですけれども、鳥のふんもありましたけれども、鳥がふんをしているのは確認はしておりますけれども、なかなかどこから入ってきて、どういうふうに出ていくのか。さっぱりわからないところがありまして、大変懸念をしております。これに対しては、鳥に対しても点検してですね。対処していきたいと思っております。

雨漏りについてですけれども、去った23年の台風の被害にあって、修理に予算を伴いましたので、補正をつけて平成24年度に、先ほど教育長が答弁しましたとおり、換気扇をふさいで採光のための屋根のサッシも吹き飛ばされたんです。それをかえて、なおしてあるんですけれども、その時は業者よんでですね。

恐らく今、雨漏りしているところは、原因はつかめないんですけれども、ピンホール、針の穴、どこかに穴があるんじゃないかと思って想像はしておりますけれども、いかんせん、対策といたしましては、雨降りなときなものですから、業者をすぐ呼ぶわけにはいかないわけです。呼んですぐ調査してもらいたい。雨が降らないと原因がつかめないものですから、なかなか困難をきたしているわけでございます。どのようにやるかということでもありますけれども、もう一度業者と話し合っ、はっきり原因がつかめないか、話し合いをしてやっていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味 薫君 教育長も上間課長もスポーツマンでございましたので、体育館のフロアが漏れてころんだ場合どんな大きな事故につながるかということは、重々おわかりのことだと思います。先ほどの答弁でですね。ポリバケツとぞうきんで対応しているということでもございましたけれども、やはり雨漏

りがなおるまで、体育館を閉鎖するというわけにはいかないわけでございますので、ぜひですね。早めに対応していただきたいと思っております。

次に東側ホッケー場周辺、防護フェンスにつきましても、約二、三十メートルほど残して、すべてなくなっている状態であります。先ほどの答弁でその間はロープやカラーコーンなどを設置し、安全面に注意を払って管理をしていますという答弁がございましたけれども、確かにロープは張られておりますが、防護フェンスというのは、人や車の転落防止等々の役目もあろうかと思いますが、ロープやカラーコーンでその役目が果たせるとは思いませんし、また安全面に注意を払って管理をされているとは思えないわけです。

それからサブグラウンドのトイレ横にありますストレッチ器具といえますか。今となつては何だったのかもわからないほど、あたかもオブジェのごとく放置されている状態が長く続いております。私はジョギングをされる方からの指摘でストレッチ器具だったということで、わかった次第でございまして。また去った9月議会でも、8番議員からテニスコートの利用状況についての質問がございましたけれども、その中で教育長の答弁で、土の透水性が悪く、水たまりやのりが出始めると同時に、テニスポストについても腐食が目立ち、12月から全コート使用できなくなったということの説明がありましたけれども、実際には昨年の台風で外周フェンスが破損したのではないかと思っております。フェンスがないと、ボールが外に飛び出し、テニスには使えないわけでございます。私は昨年、4コートのうち、3コートを利用しておりますので、そのときは十分使える状態でした。確かに昨年の台風は大型でしたけれども、いかに大型とはいえ、あのように簡単に壊れるとは思えません。もともとフェンスの根本が腐食していたのが原因だったのではないかと思っておりますが、だとすると、日ごろからあの場所は、海からの風が強い場所でございます。いつ倒れてもおかしくない状態だったのではないのでしょうか。管理が行き届いていないのもあったのかとは思いますが、当局の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに、運動公園の施設は、大分いろいろな施設も20年近くになりまして、老朽化が大分目立っております。このフェンスについても、台風というよりは、今おっしゃったとおり、老朽化よりもさびが起きた原因が大きいかと思っております。

テニスコートも9月に教育長が答弁いたしましたけれども、巻き上げ機も全部一応は壊れている状況で、サビ関係ですね。なっております、使える状況ではないということですが、実はそういった関連で、実はフェンスも平成25年度でやるということでありましたけれども、今回サブグラウンドの照明施設、大分金額がかかりまして、フェンスは中断しておりますけれども、一応は一括交付金の中で、どういう事業を計画しているかというところでですね。ちょっと述べたいと思います。

今年、平成24年からの事業でありましたけれども、一応は繰越しをいたしまして、平成25年度に委託を入れております。運動公園に何々ができるのかということで、委託を入れまして、今年は電気設備工事ということで、サブグラウンドのほうとホッケー場に照明施設を現在工事を進めているところであります。一応は入札をもって業者も決まっております。

次年度、平成26年度の予定といたしましては、テニスコートの改修ですね。これ全天候型にしようかということで一応はいたしております。あとフェンス工事も平成26年に予定をしております。あと、予定としているのは、平成27年度はプールの改修工事、あと園路の動線の改修、これはウオーキングコースですね。あと防水施設整備とか、あとイベント広場のステージ、舞台とかできないかということも検討をしております。

あとほかに、すいません。あと照明施設も入っております。あと、追加工事として、例えばバックネットとかブルペン改修工事とか、ホッケー場の改修工事、これは体育館、プール等の屋内のLED化をできないかということで、一応は検討はしております。

そういった関係で、テニスコートに関しては、確かに利用者が利用できないという状況でありますけれども、次年度は、ぜひテニスコートを改修していきます。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味 薫君 テニスあたりは、非常にメジャーなスポーツでありますので、自分の子どもがテニスをやっておりましたので、私もあの場所によく行きましたけれども、あれは中学校や高校でも部活外でも子どもたちが使っているわけですね。2年ぐらいは使えないような環境でございますので、非常にですね。テニスを趣味とされている方にとってはですね、非常に残念な状況ではないかなと思います。いずれにしても、先ほど課長のほうからこれから工事の計画もありましたけれども、私が聞いているのは管理状況を聞いているわけでございます。壊れたものはすべて新しく作りかえなければならないものと思っておりますし、金銭的にもかなり負担になるかと思えます。完全に使用できなくなってから対応するから、高額のコストがかかるのであって、本来定期的に点検を行い、さび止めやあるいは業者に修理を依頼するなどしていれば、修繕費程度ですむのかなと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

また事故につながるような劣化や破損を事前に防ぐための点検、手順等を示した施設の安全を点検するマニュアルといったものはございますでしょうか。伺います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに、どのような体制によって、チェック体制ですね。やっているかということでもありますけれども、例えばフェンスとかは、はっきり言ってチェックはやってはおりません。遊具とか、そういった子どもたちが遊ぶものに関しては、いろいろとチェックをして対応してまいりました。業者等にも一応はチェックというより点検したときに見つかった時点で、依頼をして、直すこともございます。

マニュアルがあるかということでもありますけれども、全体の面ですね。これははっきり言って、マニュアルは示してございません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味 薫君 マニュアルがないということもございますけれども、あのように大きな施設の点検マニュアルというのは、あってしかるべきだと思います。早急につくるべきだと思いますけれども、いかが思われますでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ **社会教育課長 上間恒章君** ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり先進地といいますか、大きな運動公園を有している市町村に行き、どういう管理をしているか。一度勉強してきて、そういったことについては、積極的に対応していきたいと思っております。

○ **議長 久田浩也君** 6番。

○ **6番 座間味 薫君** 村は2007年に今帰仁スポーツ交流村整備事業によりまして、合宿や研修のできるクラブハウスを整備し、合宿等もできるようになりました。また東屋や運動のできる遊具のある子ども広場や村民の広場、さらには景観のよさもあわせまして、村内外から充実した施設と評価されていると聞きます。スポーツ環境や、全国規模の大会、野球やサッカーのキャンプ地としても十分活用できる施設と聞いております。今年ですね。皆さんもご存じのとおりですね。北山高校からプロ野球の選手も誕生いたしました。今子どもたちは、野球だけでなくほかのスポーツですね。この1万人に満たない小さな村からでも、アスリートになれるんだと勇気づけられ、次は、自分もと希望を抱いているものだと思っております。先週の一般質問4名中3名の方が村の施設整備についての質問でございました。それからしましても、いかに整備が遅れている箇所があるか等のあらわれかと思っております。すべての整備にはかなりの予算もかかることだと思っております。なおさら、先ほど申し上げました完全に壊れる前に、常日ごろの管理点検を徹底して行えば、ほとんどが修繕費程度で済むのかなと思っております。村長、最後にですね、公共施設というのは村の顔だと思っておりますが、村長それについて見解を求めます。

○ **議長 久田浩也君** 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時46分)

○ **議長 久田浩也君** 再開いたします。 (再開時刻 午前11時47分)

村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** ただいまのご質問にお答えいたします。

村内には、運動公園はじめ、いろんな施設がございます。これをしっかりと管理するというのは、義務だと思っております。常日頃の管理というか、点検これは非常に大事だと思っております。そういう意味では、座間味議員からもいろいろとご指摘がございました。これについては、今後早目、早目に補修なり、管理をすることによって、やはり最少の予算で済むというのも多々あると思っておりますので、しっかりと管理をさせていきたいと思っております。

○ **議長 久田浩也君** 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時49分)

午 後

○ **議長 久田浩也君** 再開いたします。 (再開時刻 午後1時30分)

次に、與那嶺篤哉議員の発言を許します。5番 與那嶺篤哉議員。

○ **5番 與那嶺篤哉君** 平成25年第4回定例会において、先に通告しました次の事項について質問いたします。

①村内の保安林、防潮林の整備計画について。

1. 平成24年度のたび重なる大型台風によって、村内も過去最大の甚大なる被害がもたらされ、今なお、保安林、防潮林の回復が見られません。海岸線の保安林、防潮林のモクマオウの木は、ほとんど枯れ、危険性が多いと思われるが、撤去できるのか。それと、海岸線の保安林、防潮林の管理がなされていない状

況にあるが、その対応はどのように行うのか。

2. 海岸線の保安林、防潮林はほとんど枯れ、皆無に等しい状況にあり、保安林、防潮林としての役割を果たしていないと思われる。村としても長期的な面から、早急に対応していかないとならないと思いますが、整備計画はどのようになっているか。以上、2点について、お伺いします。

②「渡喜仁仲宗根線」「仲宗根兼久原線」付近の排水路整備について。

1. 現状で排水路が残っているところと、重機等で現状が残っていないところがあり、雨が降ると道路や屋敷に雨水がたまる状況であるが、村の対応はどのように整備するか、お伺いします。

③茸生産出荷施設の管理運営について。

1. これまで本会議の中で茸生産施設の不透明な問題が指摘をされ、平成24年2月の臨時議会で、一連の不手際を厳しく受け止め、責任をとって村長及び副村長の減俸を村議会にみずから提案し、村議会議員全会一致で可決され、村長は「これから二度とこのような失態は起こさない」と議会と約束されましたが、茸施設の不透明な問題に対して、解決しないまま今回さらに茸業者に対して、損害金という村民に説明できないお金を、村民の税金（一般財源）で穴埋めしようとしている。この茸施設の問題点は、どのようなことなのか。減俸までしたその問題点を、村民に説明する必要があるのではないか。さらに、村民や議会が知らない間に、損害金を支払うために、結ばれた覚書は、村民に対する背任行為ではないか。村民や議会に対して説明責任を果たすべきではないでしょうか。お伺いします。以上。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後1時33分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時33分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 與那嶺篤哉議員のご質問にお答えいたします。

①村内の保安林、防潮林の整備計画について、お答えいたします。

保安林等の管理状況は、一括交付金を活用した環境美化推進事業で採用した臨時職員が危険木等の伐倒、下草刈りなどを実施しておりますが、職員で対応できない場合は、村内の専門業者に委託しております。

また、村全域の保安林を対象とした危険木撤去を目的とした県補助事業「保安林環境整備事業」の要望を県へ提出しております。

今後の保安林整備計画につきましては、整備必要箇所や可能箇所を調査することで、整備計画を作成し、県へ要求していきたいと考えております。

②「渡喜仁仲宗根線」「仲宗根兼久原線」付近の排水路整備についてのご質問にお答えいたします。

渡喜仁仲宗根線の東側の排水路につきましては、公図上水路敷きはあります。現況は素掘排水路であり、一部埋まって機能していない部分があります。仲宗根兼久原線沿いの排水路は、道路敷きを利用した排水路と公図上水路敷きがある場所でも埋まって機能していない状況があります。

渡喜仁区においては、平成16年度より集落地域整備事業今帰仁東地区で、農業用排水施設、農道整備、農業集落道整備等で整備を進め、平成21年度に村づくり交付金今帰仁東地区に事業を移行して事業を完了しております。

渡喜仁仲宗根線の東側の排水路については、埋まっている部分を素掘りで掘削すると周辺の農地に影響

を及ぼす可能性があり、事業を導入して整備していく必要があると考えております。当面は、素掘排水路の機能を損なわないよう維持管理していく必要があります。

仲宗根兼久原線沿いの排水路は、排水路の整備のみではなく、道路改良と一体的な整備が必要と考えております。

道路整備事業は、他地区の整備を含めながら事業導入を検討していきたいと考えております。

③茸生産出荷施設の管理運営について、お答えいたします。

本村議会におきまして、当施設の管理は、公募すべきとの強い意見があったことから、村といたしましては、それが村民の意見であると受け止め、当初契約の解約を決意し、「ベストマッシュ今帰仁」側へ解約の申し入れを行いました。村独断で、当初契約の解約を実施したものでないことをご理解いただきたいと思います。

そこで、解約合意書を締結するためには、「ベストマッシュ今帰仁」側に契約上の債務不履行や解約相当の瑕疵が見当たらないことから、現状回復を担保するため、当該覚書を締結しました。村としましては、現在、当該施設を管理契約しています。「マッシュファームなきじん」に対して、できる限りの支援等を行うことが、この問題の責任のとり方だと考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 再度、質問をします。

この防風林、防潮林、去年の16号、17号、相次ぐ大型台風でほとんどモクマオウも枯れているような状況でありますけれども、その海岸線の管理ですね。今、答弁書にもあるわけですが、一括交付金を活用した環境美化推進事業で採用された臨時職員がやっていると。これ、この補助事業ですけれども、今までどこどこを草刈りしたかですね。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

下草刈りの主な場所は、運動公園から運天にかけての宿道沿いに保安林整備がされておりますので、そこの下草刈り主にやっております。そしてそれ以外には、村内の地域から要望があった場合には、対応をしている状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 宿道沿い、仲宗根から運天までの保安林、平成19年度にされていますけれども、平成21年、平成22年に、平成20年から、平成21年、平成22年にかけて、崎山地区、仲尾次地区という形で整備されているわけですが、そこの管理はやっていないわけですか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

他の地区については、その都度、要望等があった場合と、また新しい平成21年、平成22年の場合は、特に要望があった場合は、地区から要望があったときには、対応するような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 その事業、中道の保安林であるわけですが、そこは管理しているという

ことであるわけですが、海岸線の管理はどのようになっているか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

今、ご質問の箇所は、この宿道沿いの保安林から、よりまた海岸線の保安林だと思います。その辺については、特にまだ字からの要望等がございませんことや、また海岸線に隣接している地主からの要望等があった場合、この間も枯れたモクマオウの伐採とか、そういう対応はしております。

全体的にずっと下草刈りをしているような状況ではございません。要望があったときに対応しているような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 要望がなかったらやらないというように受け止められるわけですが、海岸線モクマオウ、運天からですね、上運天、その海岸線を回ってみて、モクマオウの木が何本残っていると思いますか。それも調査してからだとお考えという答弁になるかも知れないですが、今泊までいって、モクマオウはほとんど残っていないです。もう読めるぐらいしか残っていない状況だと思います。この海岸線の保安林、今植えてもあした、あさって、来年度、すぐ効果が出る事業ではないわけです。だからこれは早急にやるべきではないかと思っているわけですが、村長の見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

私も保安林の状況、現状は回ってある程度の把握はしているつもりであります。先ほど、議員からもありましたように、台風16号、17号の台風で、ほとんどのモクマオウが枯れていると。これは老朽化もあると思いますが、そういう状況があつて、これは早目に、危険木として伐倒ということで指示をして、これについては補助事業で対応を準備進めていると聞いておりますが、この相当広い面積などで、先ほど答弁したように、保安林、環境整備事業を導入して、計画的に海岸線を含めて保安林、防風林のこの大切さとか、そういうのは必要性は感じておりますので、その保安林整備事業を導入して整備をしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 早目に早目という話ではあるわけですが、今泊の公民館の後ろなんかは、お家はすぐ近くです。海岸線沿いにお家もあります。4メートル、5メートルのモクマオウが枯れている状況、倒れたらすぐ被害を及ぼすような状況があります。そこら辺も考えながら、早目というんですけれども、急ぐべき事業だと思っておりますけれども、再度、村長の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、私どもも調査をしていないわけではございません。確におっしゃるとおり、海岸線には、モクマオウの枯れたのが多少あります。ただこのボリューム的にも、事業量的にも、多大なこの事業費がかかるということでございます。これは理解していただきたいと思っております。

まずは当初で、この賃金もあって、危険木も対応をして、また委託費で200万円も当初でとっています。

今回12月補正でも、270万円の追加の補正も今回提案しております。等々ですね。やってはいるんですけども、この量がいかにせん、この金額に追いつかないような状況でございますけれども、その辺も積極的にこれを活用しながら、対応していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 その伐倒とか、そういうのもあるわけですけども、新たな事業の導入、早急に急がれることだと思います。要するに、保安林の事業というのは、今帰仁村の負担金も出てくるのかどうかですね。

それは国、県の事業でできるんだったら100%だと思います。そういう事業の導入の仕方があると思いますが、管理は今帰仁村でやるということですけども、国、県に働きかけての、要するに防風林、防潮林の整備の仕方、それにあわせて危険木撤去するということも出てくると思います。それは早急に急がれることだと思いますので、ぜひとも来年の事業を活用して、そういう形で早目に進めてもらいたいと思っております。もう一度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

今、ご指摘のとおり、必要性は私どもも感じているところではございます。ただこの危険木伐倒については、先ほど申し上げましたように、ただ事業量と予算という部分から、相当な事業量もあるということをご理解いただきたいと思います。

もう1点は、危険木を切るだけではなくて、整備をして、植林というか、整備しなさいというご指摘だと思います。それも確かにそのとおりなんですけれども、昨今のこの保安林を取り巻く事情といいますか。ひとつこの地域の理解も得ながら、保安林を整備していかななくてはいけないのではないかとということもございまして。と言いますのは、例えば今移住者を含めて、保安林に隣接して住居があるとか。等々のいろんな課題、ひとつの課題なんですけれども、そういう方々にとっては、保安林に対する考え方が違っていたり、そういうまた逆の要望も確かに承ったりするものもありますものですから、その辺もコンセンサスを得られるような状況もつくりながら、整備事業は要望をしていきたいと思っております。

ただその要望を、県には要望はしているんですけども、その割り当てがどの程度聞いていただけるのか。その辺がありますものですから、その辺はまた村長をはじめ、要請はしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 すごい急がれる事業だと思いますので、早急に計画書を作成してもらって、早急でできるような形で対処してもらいたいと思っております。

次にいきます。「仲宗根兼久原線」の排水路の件なんですけれども、今答弁書でも渡喜仁地区の事業は終わったんだという形でありますけれども、平成16年から、平成21年、もう四、五年ぐらい前にもう終わっていると。そのころからの現状もまた変わっている状況だと思います。お家ができたり、排水路がないために、道路が浸水したり、お家の中まで雨水が入ってきたりということがあります。そういうことで、そういう質問をしているわけですけども、今後どういう形で事業を導入していくのか。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えします。

平成16年から平成21年までにかけては、集落地区整備事業、その事業はまた移行して、村づくり交付金事業ですね。これで今帰仁東地区として完了しています。その地区については、渡喜仁区ですね。上運天区、運天区、古宇利区の4字の事業として、事業は完了しています。確かに今、もともと家がない、住宅とか、張り付いていない箇所でも農地であった部分が現在、ハウスとか建って、確かに雨水の流れる速さとか、量的にも変わっている現状は出てきています。また仲宗根兼久原線沿いは、もともと住宅がそんなに張り付いていなかった箇所なんですけど、現在は新たにまた住宅が張り付いている状況もあって、やはり以前とは、かなりまた環境も変わってきておりますので、そういう状況は、こちらのほうでも認識しているところです。

事業の導入については、今回渡喜仁仲宗根線の東側の排水路の件なんですけど、そこは、答弁でもありますように、水路敷きは抜けてはおります。以前のこの村づくり交付金の事業のときには、要望がちょっとなくて、採択のものから確かに抜けている状況があります。実際この農村整備事業の形で、事業を採択しようとしたら、この村づくり交付金の制度がまた変わった時点でしか、また新たな事業は導入できない状況がありますので、ほかの事業も見ながら、この排水路整備については、事業の導入も検討していきたいと考えています。

また、仲宗根兼久原線については、答弁にもありますように、排水路だけの整備をしてしまうと、また道路との関連が出て、また雨水を流す場所とか、そういうものも全体的に解決しなければいけない問題もありますので、道路整備事業も含めながら、整備の事業導入を検討していきたいと思っています。今村道の事業については、現在、村道与那嶺諸志線とか、古宇利線は実際、事業で走っています。また、今後も計画をしていきたい路線が、ちょっと検討しているところなんですけれども、今帰仁城跡線、それも今、整備をしていこうと考えているところですので、そういったほかの地区との事業のものも見ながら、今回仲宗根兼久原線も事業導入に向けて取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 いろんな事業をどういう形で採択できるのか、いろいろと知恵を絞ってもらって、住みよい地域づくりという形で、それも早目に事業を導入してもらって、環境整備ができたらいいいと思っていますので、知恵を絞りながら、早急に対策を考えていただきたいと思っております。

次に移ります。3点目の茸生産施設の運営についてですけれども、村長は、一般財源で支出するということではございますけれども、その支出する根拠はどこにあるのか。村民への説明責任はどのようにするのか。再度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

なぜ村が現地賃貸借合意解約に伴う覚書による損失補償を負うかということではありますが、今回の補償は、村とベストマッシュが、平成23年5月30日に締結をした第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う、覚書に基づく和解契約によって、発生した損失、原状回復を実費補償するものであり、契約上の責任

として、村が負うものであると思っております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 これは村民にそういう形での説明は、自分たち議員はできないような状況だと思えますけれども、時系列で追って、平成23年12月13日の全員協議会の中で提示された資料の中で、解約合意書と解約理由までの提示はありました。その覚書というのは、我々議員に提出されたのは、平成25年9月11日の全協のときに、初めてその合意書が出てきた、覚書が出てきたんですね。そのときの経済課長。この覚書は確認されていますか。その締結された11月22日の締結日に、確認されていますか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

質問の趣旨としましては、平成23年11月22日に、そのときに解約合意ということがございました。そのときに、覚書も交わしているということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 再度、確認します。

そのときに覚書はあったんですね。確認しているわけですね、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

11月22日に解約合意書と覚書も確認しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 平成23年11月22日に覚書があったということで、何で平成23年12月13日の全協のときには開示せず、平成25年9月、2カ年たってからこの覚書が出てきたんですか。もう一度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

平成23年11月22日に現貸借契約合意解約は行われたと。何でもっと前にこの当該契約書についての説明をしなかったかということだと思っておりますが、この件につきましては、今回の合意解約に伴う覚書については、長の事務の管理及び執行権に基づいて提起したものであります。これは法の趣旨に沿って、地方公共団体の事務を長みずからの判断と責任において執行したものであります。決して意図的に議会議員からの要望からもあった関係から行われたものであり、しかし公正公平な公募を実施するために、「ベストマッシュ」は解除後も公募の対象となっており、選定結果によっては、再度事業運営者になり得る可能性もあったため、他の代替契約者が決定した場合のベストマッシュへの合意解約に伴う原状回復義務、実費補償に関して、議会へ説明する状況にはなかったのが実情であります。しかしながら、この事案については、これまでの経緯からして、議会に対し、ていねいに説明、報告しながら進めていくべきものであったと考え、配慮が足りなかったことを率直に反省をしております。今後は必要に応じて、議会に説

明等をしていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 1年たって説明されて、村民に300百万円余りの、要するに一般財源から補てんすると。これは「議会も知りませんでした」という話ではないと思います。

もう1点、違った点から、村長我が村は稟議決裁方式でとらえていますよね。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃるように、稟議決裁方式であります。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 稟議決裁であれば、その契約、解約合意書、解約理由書、覚書、これ稟議書についていますよね。その稟議書の提出を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時04分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時18分)

5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 その時点で、平成23年11月22日時点で、その覚書があるんだったら、何で議会に説明しなかったんですか。解約合意書までは出しておいて、この覚書に対しての、これ一連の流れですよ。何でこの覚書は、全員協議会の中で提出しなかったんですか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時19分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時19分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁いたしました。再度答弁したいと思います。

平成23年11月22日付の現貸借合意解約に伴う覚書等の議会に対する責任を欠いていた件についてでございますが、今回の合意解約に伴う覚書については、長の事務の管理及び執行権に基づいて締結したものであります。これは法の趣旨に沿って、地方公共団体の事務を長みずからの判断と責任において執行したものであります。決して意図的かつ議会を軽視をして、説明をしなかったわけではありません。現契約の解除は、本村内の事業者を対象に、公募する観点から行われたものであります。しかし、公正公平な公募を実施するため、ベストマッシュは解除後も公募の対象となっており、選定結果によっては、再度事業運営者になり得る可能性もあったため、ほかの代替契約者が決定した場合の、ベストマッシュへの合意解約に伴う、原状回復義務、実費補償に関し、議会へ説明する状況にはなかったのが実情であります。しかしながら、この事案については、これまでの経過からして、議会に対して、ていねいに説明、報告をしながら進めていくものであったと考え、配慮が足りなかったことも率直に反省をしております。今後は必要に応じて議会に説明等をしていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 村長権限で出さなかったという話ではあると思いますけれども、何で解約理由

まで出して、この1枚、覚書だけ何で抜かれているんですか。これは意図的としか思えない話ではないですか。

要するにそれが、「ベストマッシュ今帰仁」が公募して、管理運営者になるかもしれないと。この覚書見たら、管理運営が取り下げているわけですよ。要するに、この覚書では、結局、設立した会社費用までもってこれという話ですから、要するにこの時系列でいくと、公募した、要するに解約して、その覚書を交わして、その翌月には、12月7日には第1回の公募が行われているわけですよ。何で解約合意をして、その覚書も交わして、登記費用までもって、その職員の1人の給料も払うという形での、覚書もありながら、何で第1回目の公募に応じたのかですね。その整合性、答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

覚書、解約合意したことによって、乙側との解約はなされて、解約されているということで、契約は解除されたということですね。それに伴って、原状回復をするために、覚書を締結している。

村との関係は切れているわけですので、公募したときには、このベストマッシュ、乙側も、応募の対象にはなったということですよ。村との関係は切れていますので、それで応募をして、応募の要件に合ったということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 和解合意されて、村との契約は切れた。でもその覚書には、会社設立登記費用までもってくださいよ。という話であれば、公募できる話ではないんじゃないですか。

要するに第2の公募をして、第2の管理運営をするかもしれない会社が、設立登記費用までもってくださいよという覚書、これ交わせますか、村長。すごい理不尽な契約だと思いますけれども。会社設立しないと公募できないわけですよ。

要するに公募の条件として、会社を設立して、でないと公募できないわけですよ。公募できないのに、会社を設立した登記費用までもってくださいという形での覚書、だれが見たって交わせる話ではないと思いますけれども、そこら辺、再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時24分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時26分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

この登記というのを整理しますと、まず登記を会社設立した時点は、特にこちらとの契約する前のこととございまして、平成23年5月30日でしたか、まず随意契約をするためのこの登記費用でございまして、これはそのときの登記であって、契約をして、そのあとの登記費用云々ではなくて、その契約する前の、5月30日以前の登記費用でございます。それを結局は、この覚書の中では、代替契約書が別に決まった場合には、原状回復ということで覚書を結んだということとでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 余計こんがらがってきましたが、この会社は、第1公募するときにはあったわ

けですよね。要するに公募で第1、候補まで上がっているわけですから。何でその時点で、覚書の時点で、この会社設立費用まで明記したことが書けるんですか、これ。その覚書からすれば、公募できないはずですよ。時系列で追ったら、そこら辺再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時32分)

住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 それでは私のほうから、私も平成23年度に総務課長として、統括総務課長として、契約に関しては所管する立場にございましたので、契約の入札については、入札担当ですけれども、契約については、各所管の課で担当しているけれども、総務とも関係あるということでかかわっております。

それでまず1番、原点に戻って考える必要があると思います。皆さんもご承知のとおり、茸生産施設事業については、第1茸がスタートしているというふうに、これは共通の理解だと思います。その当時、当初地元で業者、地元で運営したんだけれども、いろんな事情から、資金力あるいはまた技術、いろんな課題から、当初の地元の業者では、運営が難しくなってきたと、それを受けて現在の事業者が運営したという事実がございます。

そういう中で、第2施設の事業を導入したということが事実であります。経過であります。その際に、地元業者で運営できなかったという厳しい条件があったという実情から、村内には担える事業者がいなかったわけです。いえ、あの当時ですよ。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時34分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時34分)

住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 難しい状況にあったわけです。これちょっと言わせてください。

難しい状況にあったわけです。その後にもまた、担える事業者も出てはきますけれども、事業認定の申請の時の話ですよ。の際には、ベストマッシュがある意味では予定者として、国の事業認可を受けたという経緯があるわけです。そうすると、この事業者としていくためには、法人としての組織が必要であったと。その登記の、要するに登記費用について、今回負担をするという内容のものであるわけでありまして。つまり原状回復に、原状に戻すという内容のもので。

しかし、その後平成23年度でしたか、集中的にご質問があったと思いますけれども、村内においても担える事業者が出てこられたと。育ってきたということから、第2工場のベストマッシュとは、交渉を重ねて合意解約に至ったと。これもこちらが合意解約、解約をする一方的な理由がなかったわけなので、合意解約という方法をとらざるを得なかったということであるわけなんです。そうすると、相手の一定の条件も理解をせざるを得なかったと。すなわちこの第2施設を担うために法人登記をしたので、そういったかかった最小限度の経費については、原状回復をしていただきたいというのが、合意解約に伴う覚書契約なんです。

そうすると、覚書契約の内容において、これは条件としては代替契約書が見つかったとき、これが契約

できたときには、要するにかかった経費については、合意、原状を回復していただくという契約の内容であるわけなんです。

そういう結果、ただ議員もご理解、先ほどそれはされていたと思いますけれども、合意解約後に村内の事業者にも担ってもらうためには、公募、公正・公平な公募ですね。を実施しなければならなかったということでもあります。公平な公募をした段階において、村内の事業者ももちろんですけども、そのときにベストマッシュもまた村内の法人の住所のある会社でございますから、その公募に参加をして、そして第1位順位となったといういきさつがあるわけでございます。

そういう中で、また村からの要請もいろいろと含めて、第1位順位の選定者として、第1位順位にあったものを取り下げたという経緯があって、そして現在のマッシュファームのほうに経営が、事業ができるようになったという、こういう大まかなあらすじを申し上げますと、そういう状況にあるわけでもあります。ですから、合意解約イコールそれに伴う覚書、そして覚書の内容についても、そういう合理的な根拠がきちんとあるわけでもあります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時39分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時43分)

5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 るると説明がありましたけれども、納得のいく説明ではないわけですよ。村民にこの説明で納得させられますか。

この経緯、自分たちが一生懸命調べてみて、このベストマッシュではいけないという話ではないわけですよ。透明性をもって、村の6億円をかけた事業をする管理者は、透明性をもって運営してくださいよという形で、自分たちは、利権でもない政策でもないという形でみんな集まって、その調査もしてきました。それはだれが運営しようというわけですよ。今帰仁村に利益が生まれるような、雇用の効果が生まれるような透明性のある会社が運営するのであれば、何も言わないわけですよ。それが疑義が生じてきて、結局は自分たちも弁護士も公認会計士も、いろいろと相談してきました。持ち弁当をして。でも自分たちの考えが間違っていると言われぬような形での理論構築もしてきました。

それは今帰仁村が結局議会と対立しているわけではないわけですよ。議会が今帰仁村をいじめているわけでも、何でもありません。いつのまにか、当局が議会、業者側に立っての発言になってみたり、するから、結局は自分たちは、議会と対立しているような形の誤解もうまれているわけですけども、議会と一緒にその取り組みをしていこうという形で、自分たちは提言をいっぱいしてきました。でも2カ年余りなる中で、何ひとつ解決していない。前にも進まない。これはだれがやるんですか、この解決は。村長、だれがやるんですか。もう一度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほどからいろんなご指摘がございますが、これについて、だれが解決するかというご質問でございますが、これは当然、行政が責任を持って解決すべきものだと考えております。

そしてその解決には、村長がみずから先頭に立って、このいろんな課題に対して、最大努力すべきだと

考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 一般質問をみるとやってきましたけれども、説明されればされるほど理解に苦しむようなところがあって、自問自答しております。ぜひとも、議会への説明責任、村民への説明責任を村長が先頭となって、村民目線に立って、その茸生産施設の透明な経営管理に、村長が先頭になって、その問題解決をしていくという形で、その説明責任を、村民に対しても諮っていくということで、再度、答弁を求めて終わります。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

きょう、午前の質問の中でも、2番議員からもございました。そして今回、與那嶺議員からも、いろんな意味での指摘、そして提言等がございましたけれども、それをしっかりと受け止めて、この問題解決に全力で頑張っていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時48分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時57分)

次に、東恩納寛政議員の発言を許します。11番 東恩納寛政議員。

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 平成25年第4回定例会に当たりまして、12月5日に提出しておりました一般質問を行います。

まず1点目は、介護保険事業について。

高齢者介護の状況やその変化に対応して、介護保険サービスを中核としつつも、医療を初めとしたさまざまな支援、さらにはボランティア等の活動も含めて地域の資源（自助、互助、共助、公助）を統合し、住民の生活全般にわたり切れ目なく提供される「地域包括ケア」が全国的に推奨されていますが、今帰仁村ではどのような体制で介護保険事業を行っているかについてをお伺いいたします。

- (1) 住宅改修費支給について。
- (2) 住宅介護と施設介護について。
- (3) 有料老人ホームについて。
- (4) 介護認定と介護予防事業について。
- (5) 地域包括支援事業の取り組みについて。

2点目は、村営住宅仲宗根団地新築についてです。

村営住宅仲宗根団地の新築工事進捗状況及び入居者募集と今帰仁村全体の村営住宅入居者現況について。

- (1) 仲宗根団地の竣工及び入居開始について。
- (2) 同団地の入居者募集業務の実際（募集方法・時期・資格条件等）について。
- (3) 今帰仁村営住宅の現在の入居者の募集状況（空室待等）について。
- (4) 今後の今帰仁村営住宅の新築予定について。

3点目は、今帰仁村職員の公務員賠償責任保険加入について。

地方自治体の職員が住民訴訟や民事訴訟を起こされた場合に備えた「公務員賠償責任保険」の加入件数が2008年の県内導入以降の5年間で、全県の職員の約3割に上ることがマスコミで報道されています。今年の9月現在の統計によれば、離島を除く本島の市町村の中では、今帰仁村は最も少ない加入者10名で人口比率からも最少加入率（7.9%）であります。そのことについて村長の見解をお伺いします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

（1）住宅改修費支給について。

介護保険居宅介護住宅改修費とは、40歳以上の介護保険被保険者に対し、介護保険サービスの一環として、生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護度に関係なく上限20万円までの住宅改修費が支給され、その1割を自己負担として活用していただけるものでございます。

この住宅改修費については、原則1回限りとされておりますが、要介護状態が著しく高くなった場合などで再度支給を受けられる場合や、1回の改修工事で20万円を使い切らずに、リハビリによる身体機能の回復状況に応じて、段階的な住宅改修も可能となっております。また、在宅での安全な暮らし方については、介護保険福祉用具貸与及び購入、継続的なリハビリテーションの実施による身体機能維持、向上と生活支援等のサービスをトータル的に組み合わせることにより、安全に在宅生活を過ごすことができるように支援することが重要であると考えております。

本村における平成24年度の住宅改修費給付実績は、42件でありましたが、被保険者の住宅改修費用負担は、償還払い方式であり、広域連合以外の市町村で見られる受領委任払い（保険者による追加給付）については、実施しておりません。

そのため、費用の全額を被保険者がいったん支払い、9割分について保険者へ請求することとなっております。費用を工面する被保険者の方々へはご負担をおかけする形になっているという事実もでございます。

しかしながら、平成24年5月29日に同様の質問が沖縄県介護保険広域連合へ提出され、費用対効果や個人情報保護等を踏まえ、今後は、県内の自治体等の状況を参考にしながら検討してまいりたいとの回答がされており、広域連合28市町村の同意のもと、今後、善処策が講じられるものと期待をしております。

（2）住宅介護と施設介護について。

村内の社会福祉法人等介護保険サービス事業者の現状といたしましては、通所系サービス事業が6事業所あり、総利用定数141名、訪問系サービス事業者が3事業所、介護タクシー事業者が1事業所となっております。

また、介護保健施設は3事業者で230床となっておりますが、平成25年12月10日現在、入所待機者223名の状況となっております。

このような状況における本村の高齢者世帯の状況といたしまして、平成25年12月1日現在、総人口9,580名、高齢者人口2,486名、高齢化率25.9%、要介護認定者数578名、認定率23.3%となっております。このうち、単身世帯767世帯、高齢者のみの世帯は386世帯、高齢者のいる世帯657世帯を合わせ1,810世帯となっております。

平成22年度に実施された「高齢者の生活と健康に関する状況」アンケートによる暮らしの状況についての調査結果において、「苦しい」「やや苦しい」と回答した高齢者は、全体の62.7%に上がっており、高齢化や核家族化の進展、少子化の問題を背景に、サービス利用料金の負担は、高齢者生活に過重なものとなることが予想できます。しかし、同様に家族等の在宅介護の担い手も減少することが予想できるため、自助、互助、共助、公助等のバランスを備えたシステム構築が必要であり、介護保険サービスに偏らない市町村介護サービスの機能充実や多様化を図る必要があります。

このような中において、「地域包括ケアシステム」の構築が声高に叫ばれており、介護保険法第5条第3項にもうたわれておりますとおり、被保険者が可能な限り、住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①介護②予防③医療④生活支援⑤住居等のサービスが有機的につながり、高齢者が安心して住むことのできる地域づくりへ向けて、本村では平成25年5月より村内における介護保険サービス事業者を中心に個別事例を多職種間で議論し、個別課題の解決策などの道筋を立てることや、地域課題の抽出を目的として、3カ月に一度、個別地域ケア会議を開催しております。

また、平成25年11月に沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課の地域包括ケア推進にかかる担当者と、北部地域で先行的に地域ケア会議をすすめている名護市から講師をお招きをし、今帰仁村保健センター集検ホールにおいて、「地域ケア会議」「包括ケアシステム」に関する北部圏域の行政職員を含む合同勉強会を開催して、職員の資質の向上に努めました。今後は、地域ケア会議がさらに発展し、医療機関、地域住民等が参画できるケア会議の運営と連携の仕組み、ネットワーク形成へ向けた取り組みをしてまいります。

次に、(3) 有料老人ホームについて。

沖縄県高齢者住居安定確保計画における各市町村の高齢者の借家率状況（資料；平成22年国勢調査確報値（平成23年10月））より作成。）によれば、本村の借家率は4.7%と低く、一方で高齢者世帯率では、40.1%と上位トップ5に入る状況があり、その背景といたしまして、北部の町村においては、生産年齢層の雇用等の関係により、本島中南部へ居住地を移さざるを得ない状況があるものと推測されております。

現在、本村では、民間事業所が経営する有料老人ホーム設置数は4事業所（うち1事業所はサービス付高齢者住宅）で、112床となっております。これら有料老人ホーム等の平均利用料金は、月額約12万1,400円であり、本村高齢者の所得状況や持ち家率の高さ等も影響し、空床が目立つ状況となっております。

しかしながら、有料老人ホーム等が24時間介護体制にあることに着目すると、災害時要援護高齢者の受入先及び高齢者虐待一時避難先としての空床利用の可能性を秘めており、今後の民間事業所との協働体制の在り方について検討してまいりたいと思います。

(4) 介護認定と介護予防事業について。

平成25年度の本村の介護保険被保険者数は、12月1日現在、総人口9,580人の25.9%にあたる2,486人となっております。このうち平成25年12月1日現在の介護認定者数は、介護度別に要支援1-42人、要支援2-91人、要介護1-85人、要介護2-93人、要介護3-87人、要介護4-134人、要介護5-46人、合計578人となっており、24年度末599人と比較するとほぼ横ばいの状況にあります。今後、高齢化の進展に伴い介護認定者数も増加することが見込まれております。

本村では、平成18年度より介護保険制度において、地域支援事業が行われております。地域支援事業と

は、高齢者が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としております。

本村の介護予防事業の内容といたしましては、①高齢者の活力促進事業として、高齢者の健康増進及び心身機能の低下を抑制するとともに、家に閉じこもりがちな虚弱高齢者に対し、通所により各種サービス（昼食、健康チェック、体操、レクリエーション、物作り等）を提供することによって、生きがいをづくりと自立生活を支援し、あわせて社会参加の促進を図ることを目的に実施しております。

②ゆいまーる事業として、在宅老人等の憩いの場づくりを図るとともに、レクリエーション等のサービスを行い、高齢者の社会孤立感の解消、健康維持増進等を図ることを目的に、ゆんたく会、健康教室等、社会見学等を各字公民館（現在11字実施）で実施しております。

③元気アップ教室として運動の習慣化及び住民の運動能力の維持、向上を図ることを目的に週1回、村の運動公園、プール等を使い、貯筋運動、水中運動などの運動プログラムを実施しております。

④「食」の自立支援事業として、在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、「食」に関わるサービスを、「食」の自立の観点から十分なアセスメントを行った上で、計画的に配食サービスを提供し、虚弱高齢者、閉じこもりの高齢者の生活の質を確保するとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とし、一人週3回を限度に今帰仁村社会福祉協議会と配彩（はいさい）やんばるに委託して実施しております。

（5）地域包括支援事業の取り組みについて。

平成25年度の本村における包括的支援事業について、社会福祉士、保健師、看護師、主任介護支援専門員等が情報を共有しながら支援を実施しております。包括的支援事業は、地域住民や高齢者及び家族、地域の介護保険サービス事業者及び医療機関等からの医療・介護・福祉等に関する総合相談の窓口として、専門職種間で連携しながら、住民の声に傾聴し、高齢者ニーズの把握と生活課題の解決に向け、包括的及び継続的に支援を実施しております。

平成25年4月1日から、平成25年11月30日までの間の自宅訪問及び電話相談対応の内容といたしましては、経済困窮、高齢者虐待防止、ゴミ屋敷相談、一人暮らし高齢者の健康相談、医療従事者からの独居高齢者見守り支援協力依頼、食の確保、家族からの在宅介護相談、生きがい支援等となっており、この間の相談対応件数は271件に上がっており、地域住民の区長・民生児童委員、医療機関、介護サービス事業者等から多くの相談・問い合わせが寄せられております。

また、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれており、認知症になっても安心して暮らせる村づくりの実現へ向けて、認知症サポーター養成講座を開講し、受講者へオレンジリングを配布するなど認知症の理解を広め、認知症高齢者の見守り支援体制づくりを進めております。

これからの今帰仁村地域包括支援センターの活動といたしましては、平成26年度の日常生活圏域実態調査の結果等を踏まえ、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される今帰仁村の実情に沿った、地域包括ケアシステムの構築に向けて事業を推進してまいります。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

（休憩時刻 午後3時17分）

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

（再開時刻 午後3時17分）

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 次に、村営住宅仲宗根団地新築についてのご質問にお答えいたします。

(1) 仲宗根団地の竣工及び入居開始について。

平成25年12月5日現在、仲宗根団地の竣工は、2月末、入居開始については、4月初旬予定で、業務を進めております。

(2) 同団地の入居者募集業務の実際（募集方法・時期・資格条件等）について。

募集方法については、12月号の村広報紙、12月5日区長会、村掲示板への告示で村民へ周知を行い、平成26年1月9日から1月23日の期間で申し込みを受け付けます。その後1月30日に入居候補者決定抽選会を行い、入居候補者の最終資格審査を経た後に、入居者を決定していきます。今回の募集にあたりましては、優遇制度を採用し、3戸については、母子・父子世帯、障がい者世帯、生活保護世帯、多子世帯（18歳未満の子が3人以上）、高齢者世帯等を対象に抽選を行っていきます。その抽選のあとに、優遇世帯で3戸枠からもれた方、一般世帯を含めて残り9戸の入居候補者を決定していく方法となっております。

資格条件については①現に同居し、または同居しようとする親族があること。障がい者、生活保護受給者等は、単身での申し込みが可能となっております。

②本籍または平成26年1月9日現在以前に、6カ月以上継続して村内に住所を有する者。

③現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

④入居親族を含めた過去1年における所得の合計金額から定められた金額を控除（基礎控除、特別控除等）して、12で除した額が15万8,000円（障がい者のいる世帯、未就学児童のいる世帯、入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれかが18歳未満または60歳以上の者である世帯等は、21万4,000円）以下であること。

⑤市町村税を滞納していない者であること。

⑥連帯保証人のある方。

⑦申込者又は同居者が暴力団員でないこと。

(3) 今帰仁村営住宅の現在の入居者の募集状況（空室待等）について。

毎年、退去者が出た場合に、入居者を決定するため空き家入居者の募集を行っていますが、その実績については、平成23年度22件、平成24年度25件、平成25年度34件の申し込み実績があります。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時21分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時23分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 (4) 今後の今帰仁村営住宅の新築予定について。

北部連携促進事業を活用し、平成27年度から（仮称）村営兼次第2団地12戸を建設する方向で調整を進めておりますが、（仮称）兼次第2団地6戸、他地域への建設6戸の分割についても、検討を行いながら、進めてまいります。

次に、3. 今帰仁村職員の公務員賠償責任保険加入についての、ご質問にお答えいたします。

公務員賠償責任保険は、住民訴訟に備えて加入していると理解しています。本村では現在10名の職員が

任意で市町村共済組合に加入しています。

加入に当たっては、各自に申し込み用紙を配布していますが、募集時期が3月末から4月上旬で年度末の業務多忙期と重なり、期間も短いために、職員への周知が浸透していないと考えられます。今後の対応については、任意ではありますが、募集時期には、共済担当者からきめ細かな説明を行い、加入促進を図っていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 大変、ご苦労さんでした。長い時間かかって、質問するのがないような感じがしますが、自分の趣旨がいくつか外れているところがありますので、ちょっとだけ。

まず最初に、一番最初の高齢者介護保険事業についての、(1)住宅改修費支給について。これは以前にも、改修費とは別に償還払いについて話をしたんですが、償還払いがどうもよくしっくりわかりにくいというのは、高齢者がいわゆる県立北部病院とか、病院に入院していよいよ退院といったときに、帰ってきてから、お家の状態が悪いと、あるいはまたいろんな意味で住宅改修、介護サービスがあるんですが、それを受けるときに、今現在やっているのが、いわゆる償還払い、つまり全額を自分で払って、残りの1割を引いた9割をまた払い戻しを受けるんですが、約2カ月半ぐらいかかるんですね。とてもこれは私は、いつも思っているんですが、この委託払いといいますか。最初に役場が立て替えるという手があるんです。10月15日に介護広域連合では初めてのことであったんですが、県外視察研修がありまして、参加する機会がありました。それで国内でも一番大きな九州の福岡広域連合というところが、最も大きいですね。60市町村ぐらいが入っていますが、その調査で行ったら、この市町村そのものすべてに償還払いはなくなっております。まだ沖縄県ではないんですが、現実には今回の資料の中でも、平成22年39件、平成23年に50件、平成24年に42件と改修実績はあるんですね。入院してから入院費を払って、なおかつまたこれも払うということになると、とても負担が大きいんです。今回の答弁書には、広域連合のほうで、いわゆる他市町村、あるいは同意の28市町村同意のもと、善後策となっておりますが、実際には各市町村が声を上げなければ、なかなか広域は動かないと思います。この答弁書には善後策が講じられるものと期待しているとありますが、実際には、声かけないと広域連合も動けないんです。それで今、私も広域連合の一員として、各ほかの議員と活動をともにしながら、それぞれの市町村で声を上げながらやっていこうということで申し合わせをしたところで、この一般質問を出しているんですが、資料を今確認したんですが、この39、50、42というように、各年度ごとに件数があるんですが、これ20万円というのが上限なんです。ただ中には、それを使いきれないところもあると思いますが、今現状これ出ている数字は、どの程度のパーセントになっているのか。42件と今回、平成24年度4件ですね。100%、20万円使い切っているのか。それとも残しているのかですね。その答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

介護保険につきましては、県下28市町村、介護広域沖縄連合に加盟してございまして、その中で、介護保険のサービスを運用しているわけでございますけれども、今県内ではご指摘のとおり、まだ償還払いをやっている状況です。村のほうでは申請を受け付けて、介護広域のほうに申請をするわけでございますけれど

も、認定等を含めて、どれくらいの個別の費用がかかっているかどうかは、ちょっと個別の件については、把握してございません。全体の改修費ということで、介護広域のほうに情報をいただいて、今回資料作成をしたところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 実際には、42件が平成24年度の実績なんです。やろうと思ってもできないというところも出てきていまして、ですから何とか市町村で救済策があるのであれば、この受領委任払いというのを一旦、保険者が払っておいて、後でもらうと。国保にもあるんですけども、この償還払いというのが、非常にわかりにくいところですね。ちょっとこれはどういう趣旨で、償還払いなのか。ちょっとこの市町村単位の問題ではないと思いますが、要するに、ほとんど保険は入っている人なんです。これは多分、本当に入っているかどうか、確認するためだと思っただけです。あまりにも時間がかかりすぎるんです。請求を出して、2カ月ぐらい経って後でやっと戻ってくる。これは国保でも同じです。今帰仁村の中でも今やっている、例えば葬儀場、葬斎場のその使用料など、この一旦は保険から出るんですが、その前にまず支払ってくださいと。償還払いの意味がどういうことか。いま一度確認したいんですが、どういう趣旨でこれはやっているのかですね。全廃とまではいかななくても、少なくとも介護の中では、これは必要はないと思いますが…。趣旨です、償還払いの。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 償還払いについての趣旨ということでございますけれども、介護保険の財源構成としまして、第1号被保険者の負担が65歳以上の方々の負担が21%、第2号被保険者の負担が29%になります。介護サービスにつきましては、そういった給付につきましては、ある程度の利用に応じた保険料の算定に係る関係で、今のところ介護広域のほうでは、今のところ償還払いでやっているとは私は理解しております。県内の本村の介護の、一人当たりの支給、利用状況も41万円と広域介護の中でもトップクラスに入っていて、その辺との保険料との兼ね合いから、非常に今二の足を踏んでいるところではないかと私は理解しているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の趣旨はわかりますけれども、国保なんかでもやっていますけれども、受領委任払い、入院してもう払えないというときに、いわゆる貸し付け制度になっていますね。貸し付けて。

実際には、ほとんどの人がそれを利用して、退院のときにかからないということなんです。でも介護保険のこのような住宅改修費でも20万円というお金はかなり大きな額にあるので、病院の治療費を払って、なおかつこれも出さないといけないということになると、やはり二の足を踏むといいますか、大分多いと思います。今帰仁村独自の対策として、貸し付け制度というのを、この善後策というのは、今あるとおり、広域介護のほうでも実現しようとしているわけです。いずれはなると思います。しかし、いつになるかというのはまだわからないので、今、目の前の人がすごい困っているなということで、ですからこれは今帰仁村独自のこれができればいいんですけども、この件では、課長というよりは、村長のほうが詳しいのかなと思いますが、予算措置をして、少なくとも救済策として、受領委任払いにかわるものとして、その場合の貸し付け制度ができないものかどうか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質問にお答えいたします。

非常に生活の苦しい方もいらっしゃると思います。ただこの件については、広域との関係もありますので、検討をさせていただきたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 項目が多いのであまり細かいことで、こだわってられないので、次の介護施設について。

今、資料もいただきまして、今帰仁村というのは、今市町村に比べると、いわゆる介護施設の369床、やはり370床ぐらいのがある。とても多いんですね。人口規模にしても。自分たちのところを見ても、この平成25年度だけで、約100床、90床が増えております、今。天底、湧川だけです。これで今帰仁村東西でちょうど分担すると半分ぐらいになっているんですね。東側に178床、西側に210床ということで、369床があるんですが、資料によりますと、先ほどもありましたこの定員が141人で、230床、223名が入所待ちというんですが、100床ぐらいはまだ空いているところがあるんです。どうして空いているかという、計算というか、この数字が物語っているんですが、有料老人ホームは平均で12万1,400円、12万1,000円ぐらいは、1月の入所料です。老健施設で7万3,000円、特養が5万3,000円と、圧倒的に特養ですが、もちろん特養というのは、限られているので、なかなか入れない。老健施設も約2割高で7万3,000円と、これも満床。その他の有料とか、小規模多機能グループホームというのが、いわゆる空きがあるんです。223名もまだ余っているんですが、まだまだ入れる余地がないと。建物はどんどん増えていっているんです。すごく矛盾しているところで、これはいわゆる介護上、この施策の問題にもあるのかなと思うんですが、要するに入るところはあっても入れないというのがこの12万1,000円というのがあるんですね。実際にはこれあくまでも平均であって、入るときには十四、五万円になっているわけです。だからみんながうらやむような施設があるにもかかわらず、自分たちが入れるところではないなというのが、大体の村民の考えですね。しかしながら、それがそのまま介護保険にも村民にかかってきて、我々としては、どうもあまり理にかなわないようなつくり方ではないかと、私は個人的に思っています。そこでこの待機待ちのことも含めて、介護予防事業の中でこの触れていますね。いろんな事業をしているということですが、実際に今先ほど村長の答弁書の中にあるんですが、高齢化率というのは25.9%。要介護認定者が578名。認定率が23%というのが、これは私はこの辺が問題だろうと。今全国でも平均では17%ぐらいなんですね。認定率は、もちろんこれは低いにこしたことはないんです。元気な証拠ですから。九州全体でも22%にもかかわらず我が今帰仁村は23%と非常に高いと。これは介護にならないための事業というのをどの程度やっているかという目安なんですよ。

今、答弁ではいろんなことをやっていると書いていますけれども、ほかと大して変わらないところもあるんですが、このことは見直す必要があるんじゃないかと。この医療認定率なんです。意外と気がつかないのは。課長も頑張っていると思いますが、認定率を下げるためのいわゆる事業ですね。包括支援ケアとか、自助、互助、共助、今帰仁村もたくさんのこの施設があってよく頑張っているんですが、いまいちそのところがまだ数字に出ていないと。23%というのは、非常に高い率の認定率です。それをいかにし

て下げていくかというのが課題だと思いますけれども、そういったところの取り組みについて。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

認定率の件につきましては、昨年から横ばいの状況で、続いているということで答弁したとおりでございますけれども。その下げる、認定率を減らすという努力も生きがづくり事業とか、ひきこもり事業とか、いろいろと用いながら実施やっておりますけれども、沖縄県というか、県、村というか、特徴的に感じられるのは、介護度が3から2にケアマネジメントで上がった場合に、非常にクレーム、逆にクレームがきたりするケースがあって、サービスが多く受け入れられないと。介護度が高いほど多くのサービスが受けられるという、介護保険被保険者の中でまだまだ健康になれば介護度下がるんですよという認識のずれが少しあるような感もあります。それを含めて、車いすから例えば歩行器つきの歩けるようになると、少し例えば要支援2から要支援1にかわるとか。そういったようになった場合には、サービスの利用が受けるのが少なくなるという観点からかもしれませんけれども、少クレームを受けたりするケースが多々あります。そういう状況の中で、認定率を下げるに当たっては、やはり私たちの村民を含めて、健康に対する健康感の啓蒙等を含めて、包括支援センターを中心に地域と一緒にこれから団塊の世代がこれから、75歳になる。2025年ですか。そのころに非常に認知症高齢者が800万人で全国あるとか。それに向けての今、国包括支援センターあげて、地域包括ケアシステムを5期から始めて6期、どう向かっていこうというのが、今の現状ですので、その中で地域含めた形での健康感の醸成ですね。多少、悪いところがあっても自分は健康であると。意識を持って自活できると。自分でできることは自分でやるような雰囲気づくりをもう少し、取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 いろいろ問題もあるところなんです、この平成26年度、来年度から新しい介護保険の経過がすでに国は出ておまして、受給率がとても上がっているということで、これを抑制する方法で、今は現在であれば要介護1、2のほうが問題になっているところですが、その次年度からはその辺が入れなくなる可能性がある。グループホームの規定とか、あるいは介護施設ですね。それをもし実施された場合には、かなりの人たちが今入っている施設から出ないといけないということになっていますね。これはこれから後、すごい介護保険のあり方で切実な問題が出てくると思います。今現在入っている人は出ないといけない。さらに今入る条件の人でもまた、相当待たされるという非常に、国にとっては都合のいい政策なんです、市町村では非常に厳しいことになるんです。これは既に新しい介護保険法の改悪、契約、改正ということで、改悪になるかと思いますが、そうなっているんですね。そういったときに、市町村が今やっているこの事業、これをどの程度つないでいくかというのが、すごいこれからの課題ですね。

例えば、この中にも書いていますけれども、答弁書に。災害時要援護高齢者の受け入れ先とか、高齢者虐待一時避難先の空き室を利用するとかというふうになって、民間事業者との共同体制のあり方をこれから構築するとなっていますね。だから現実的に今、どんどんホームは増えていって、入る人も予定者も待機者も増えていくにもかかわらず、さらに入っている人がまた出されるという状況もこれから出てくるんです。ここにこのように書いてあるとおり、民間事業者との共同体制のあり方、具体的にどのようにしてい

くのかですね。非常に課題だと思います。これ簡単に言えないかと思いますが、その辺も課長としては、どのように考えている。この答弁にあるとおりです。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問は、地域包括ケアの構築に向けて、どのように取り組んでいくかという趣旨だと思いますけれども、今答弁書の、地域包括支援センターの活動の一環として述べているとおり、個別の課題、個別のケア会議ですね。例えば諸志地区で、例えば精神的に障害があって、老老介護、多重困難世帯があった場合に、この方は病院とどうつなぐか。その方を取り巻いている環境を、親、兄弟がいるか。家族がいるか。地域で支える人がいるか。そういった方々のケアできる専門職も含めて、警察であるとか、消防であるとか。例えば郵便局であるとか、役場職員であるとか、さまざまな地域支援を活用していく中で、将来の平成27年度から要支援1、要支援2については、市町村事業として取りくむべきだということでは、その辺の対応について、地域を含めた形で自助、互助、共助、公助という形で、今帰仁村らしいサービスのあり方ができるのか。今から研究しながら、地域の皆さんと語り合いながら、積み上げていきたいと考えているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 答弁書が長いので、内容はよく考えてからだと思いますが、一番最初に言っていた住宅介護改修費用については、各市町村の意見というのは、あくまでもこれから出るとしています。だから今帰仁村もぜひこのことは、ぜひ要望を実施していくように対応して。1番の介護保険事業については、終わりたいと思います。

2. 仲宗根団地新築についてですが、これは今月号の広報にも載っておりまして、広報のあり方なんです、広報でやるのも非常にいいことではあるんですが、広報が届くのが遅くなったりして、間に合わなかったりということがあります。そういうことで入居希望者が入りたくても入れなかったということで、今回は全12戸にこのように細かい優遇性とか、抽選の方法とか書いてありますが、実際には12戸で今現在の待機者の分を果たして賄えるかということで、まず最初にこの現在の待っているところの前にもこれ質問をしたものではあるんですが、今回でも20何件かがありましたので、そのことで、この待機者は仲宗根団地の募集に入るのかどうかですね。答弁を求めたいと思います。

この今、待機している人も同じように募集のその資格の中に入れるかどうか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

募集要項では、現に入居している人はできないとうたっておりますので、待機者は応募は可能と考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時46分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時46分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 それは、以前にはそれはまた別だというふうに聞いていましたが、待機者は、今あれがありますよね。毎年6月に募集していますね、入居募集。つまり入居のための募集があって、今

待っていると。これすべての今帰仁村内のいわゆる住宅には共通ですよ。今回つくるところも共通ということでもいいですね。今帰仁村営仲宗根団地も。今6月ごろやっていますよね、募集は。空き室待ち。その人たちが入れるかどうかということですよ。いいですか。それじゃあ該当するわけですね。

そのまま続けたいと思います。ということで、そうすると来月のこれによりますと、1月9日から23日の間で申し込みをし、審査をした後にやると。そして優遇者が、いわゆるまず最初、募集するのは3戸の事業ですよ。そこから漏れた人もまた次の募集でできるというふうに確認していいですか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

募集要項でも示しているとおり、優遇世帯については、優遇世帯抽選、割り当て戸数3戸、及び一般世帯抽選、割り当て戸数9戸の2回抽選が受けられますというふうに明記されております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 それはそれでまたじゃあ。

新築の予定の件ですが、平成27年度から村営団地兼次第2団地を建設する方法となっておりますが、この兼次団地、第2団地と第1団地は別々にあるということで、12戸プラス、6プラス、6というふうに考えていいんでしょうかね。要するにこの案から見ると、(仮称)第2団地は12戸を建設する方向である。もうひとつ、第2団地のほかの地域の6戸となっておりますが、これは2つを分ける案なのか。それとも別々にあるのか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質問にお答えいたします。

(仮称)兼次第2団地というのは、北部連携促進事業で計画するという方向で進めております。兼次というふうにうたっているのは、旧兼次中学校に敷地があるということで、兼次第2というふうに名称を使っております。その中で、仮に兼次第2団地6戸、他地域への6戸については、ニーズがあれば、その辺も検討をして、分割して兼次にこだわらず、他の地域にも6戸は建設していきたいという意向で答弁しております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後3時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後3時50分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ちょっとよくわかりにくい答弁書だったんですが、いわゆる村内の団地をつくるわけですから、当然村内の調査もして、どのようになって、そこになったのか。これまでの答弁というか、この議会の流れは、よく私も聞いた覚えがあるんですが、「当分、つくる予定はない」と聞いていたんですよ。仲宗根団地ができたので、当分ないのかなと思ったら、これが出てきたものですから、これは団地をつくりながら、いわゆる村内の調査をしたのか。それとも突飛に出てきたのかですね。

今、急に答弁が出たのでわかりにくいところなんです。というのは、東から西に今帰仁村は分かれていますから、東西南北といえますか。その19字もある中で、いわゆるこの辺が少ないとかという調査をして

出てきたのか。少なくとも2年ほど前では、当分は予定はないと聞いていたんです。これ今出てきたのは、どの辺で調査したのか、確認したいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

これまで村営住宅は、各校区ごとに、建設ということで、ある意味では建設予定が終わりました。その中で、新しく村営住宅は何でつくるかということなんですが、やはり待機者があって、また特に若い皆さんからぜひ村営住宅をつくってほしいと。そうすれば、ほかの市町村で住んでいる人たちも戻ってこれるのではないかというご意見もございまして、新しく村営住宅をつくることにいたしました。その中で、北部連携促進事業で、補助事業でできるというのも出てきましたので、建設をやろうと決めて、旧今帰仁中学校跡地に今建設をしております。

そして、旧兼次中学校の跡地に、この予定が今されておりますが、この申請時点で、やはり用地の問題もあったわけです。どこに建設するというのを明記しないと申請できないものですから、兼次中学校跡地に建設ということで計画をいたしました。その中で、村営住宅のこの分散化といいますか、民間のこの住宅がある場所もあるし、ほとんどそういうアパートがない地域もあるわけなんです。そういう意味では、今後、各地域の状況も調査をして、分散も検討をしていきたいということでもあります。これは最終的には、用地の確保が課題になるというふうには思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時54分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時54分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

ニーズ調査をしているかということでございますが、調査はしておりません。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 時間もそうですが。

調査もしないでというのは、ちょっと気になる場所ですが、たまたま兼次中があったからというふうになった。古宇利もあるんですよ、小・中校と、空いていますから。今後それは可能性もあると見ていいわけですかね。というのは、どうも手軽につくっているような気がするんですよ。今帰仁中が空いたからそこにもう空いているのでつくろうと。次は兼次中、そしたら古宇利が次の候補になるんじゃないかと思えますが。そういったのは、やはりニーズをとらえて、どこの学校区が手薄である。あるいは今の待機者の中で、この辺が偏っているとかがという調査があるかと思えます。それもしないでやったというのであれば、皆さんの当局のいわゆる行き当たりばったりとか。あるいは何かの援護というふうを考えられても不思議ではないと思えますが。この必要性はないんですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 先ほど、課長からも答弁がありました。調査はしておりません。

ただですね。空き家待ちの状況を見てもわかるように、ニーズがあるということでもあります。そして旧今帰仁中学校跡地に土地があるからかと。言うとなんかそれだけではなくて、国道505号の整備によりまして、

大分仲宗根のまちもかわるという状況がありまして、それも考慮をして、今帰仁中学校跡地の有効活用というのも含めて検討した結果の建設であります。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 答弁の仕方はそれでいいと思いますが、古宇利も今から栄えてきますよね、学校も。橋ができてから。そうすると、向こうもまたつくらないといけなくなる。それはそれでいいと。

最後の公務員賠償責任保険ですが、これはまさに私は行き当たりばったりの質問でありました。これは認めます。というのは、新聞紙上に両紙にとても大きく載っていたんですよ。ただ単に載っていただけならいいんですが、最近の新聞に出るのを見ると、今帰仁村はとて最下位がいつも多くなるもので、よく見たらこれもまた離島を除けば一番下ですね。書いてあるとおり。皆さん新聞ご覧になっているとおりで、加入率の7.9%というのは、これより小さいのは、確かなかったと思いますが、10名というのいませぬね。それ以下は。じゃあ今帰仁村は全然その危険がないのかというと、私は逆にこれから増えるのではないかと。ほかの市町村以上に、今帰仁村に移住者が多くいられています。本来からいる今帰仁村民であれば、あまり役場とか、公共の皆さんにあまり難癖をつける人はあまりいないと思いますが、よそから来た人たちは、自分の住んでいたところと比べますので、いろんな意味で窓口の業務、あるいは役場の仕事、それから村長とか、そういったところにクレームをつけ、実際に訴訟になる確率は非常に高いと思います。その割には10名というのは、とても考えられないということで、国頭村とか東村はこれの何倍もありますよね、60名とか40名とかありますから、その中に、答弁の中に3月から、4月上旬で2年度末の業務多忙となっていますが、これはほかの市町村も同じだと思います。今帰仁村だけがこの業務多忙のときに来て、やっているのかというと、それは違うと思います。その辺はどうしているのかと思ひまして、これから増えるのか。あるいはまた大丈夫じゃないかということで、のんびりしているのかですね。今、保険の時代だとも言われていますから、これが行政の中にない、最下位というのは、私は考えられません。いま一度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質問にお答えいたします。

今後についてでございますが、村長からも答弁がございましたように、募集時期には、共済担当者から、細かな説明を行い、加入促進を積極的に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 あまり耳慣れない賠償責任であります。ちなみにトップの村長とかは、入れないと聞いたんですが、何かのそれについてのかわるものでもあるんですかね。入れないのは、トップの責任は特に大きいかと思います。そういったことも念頭に置いて、業務は普段やらないといけないと思います。村長に、この件について、1分以内で答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

寛政議員のおっしゃるとおりで、村長はこの職員賠償責任保険には入れません。ただ、そういう状況は、今後増えると思っておりますので、何らかのそういう保険といひますか。それに該当するような保険があ

れば加入をしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。

(散会時刻 午後4時00分)